

北陸信越運輸局報



明日の交通・環境を創造します。

平成31年4月11日(月曜日) 第578号

<http://www.tb.mlit.go.jp/hokushin/>

目次

達	△自動車分解整備事業事務取扱要領の一部を改正する達	・・・P1
	△指定自動車整備事業事務取扱要領の一部を改正する達	・・・P1
	△優良自動車整備事業事務取扱要領の一部を改正する達	・・・P2
公示	△「特定地域における適正と考えられる車両数について」の一部改正について	・・・P2
	△「準特定地域における適正と考えられる車両数について」の一部改正について	・・・P2
	△「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の需給調整の判断結果について」の一部改正について	・・・P3
	△一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可申請	・・・P3
許認可等	△一般貨物自動車運送事業(一般)の許可	・・・P7
	△指定自動車整備事業の指定	・・・P7
行政処分	△自動車分解整備事業者に対する行政処分	・・・P9

○ 達

■ 達第1号

(自動車技術安全部)

自動車分解整備事業事務取扱要領(平成14年8月20日付け達第39号)の一部を改正する達を次のとおり定める。

平成31年4月5日

北陸信越運輸局長 板崎 龍介

自動車分解整備事業事務取扱要領の一部を改正する達

「自動車分解整備事業事務取扱要領」を別紙新旧対照表のとおり改める。

※別紙は8頁参照

■ 達第2号

(自動車技術安全部)

指定自動車整備事業事務取扱要領(平成14年8月20日付け達第40号)の一部を改正する達を次のとおり定める。

平成31年4月5日

北陸信越運輸局長 板崎 龍介

指定自動車整備事業事務取扱要領の一部を改正する達

「指定自動車整備事業事務取扱要領」を別添新旧対照表のとおり改める。

※別添は25頁参照

■達第3号

(自動車技術安全部)

優良自動車整備事業事務取扱要領(平成18年3月31日付け達第13号)の一部を改正する達を次のとおり定める。

平成31年4月5日

北陸信越運輸局長 板崎 龍介

優良自動車整備事業事務取扱要領の一部を改正する達

「優良自動車整備事業事務取扱要領」を別添新旧対照表のとおり改める。

※別添は46頁参照

○ 公 示

■公示第1号

(自動車交通部)

「特定地域における適正と考えられる車両数について」の一部改正について

「特定地域における適正と考えられる車両数について」(平成27年8月10日付け公示第31号)を別紙のとおり一部改正する。

平成31年4月5日

北陸信越運輸局長 板崎 龍介

※別紙は72頁参照

■公示第2号

(自動車交通部)

「準特定地域における適正と考えられる車両数について」の一部改正について

「準特定地域における適正と考えられる車両数について」(平成27年8月19日付け公示第35号)を別紙のとおり一部改正する。

平成31年4月5日

北陸信越運輸局長 板崎 龍介

※別紙は76頁参照

■ 公示第 3 号

(自動車交通部)

「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の需給状況の判断結果について」の一部改正について

「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の需給状況の判断結果について」(平成 30 年 8 月 24 日付け公示第 35 号)を別紙のとおり一部改正する。

平成 31 年 4 月 5 日

北陸信越運輸局長 板崎 龍介

※別紙は 80 頁参照

■ 公示第 6 号

(自動車交通部)

道路運送法第 89 条第 1 項及び同法施行規則第 55 条並びに特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第 18 の 3 第 1 項及び同法施行規則第 11 条の 2 の規定により次のとおり公示する。

本件について意見聴取の申請をしようとするときは、公示の日から 10 日以内に下記に掲げる事項を記載した文書を当該申請(要請)事案を管轄する運輸支局長を経由し運輸局長あて提出されたい。

なお、郵送による申請の場合にあつては、消印が公示の日から 10 日以内のものとする。

記

1. 申請者の氏名又は名称(住所並びに代表者の氏名省略)
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

平成 31 年 4 月 11 日

北陸信越運輸局長 板崎 龍介

(事案の件名) 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可申請

事案番号	運賃ブロック	申請者の氏名又は名称 (法人番号)	事案の概要
31 旅第 1 号～31 旅第 16 号	長野県 A 地区	申請(要請)運賃については別紙 1、 現行運賃については別紙 2 のとおり	
31 旅第 17 号～31 旅第 74 号	長野県 B 地区	申請(要請)運賃については別紙 3、 現行運賃については別紙 4 のとおり	

長野県A地区申請(要請) 運賃

別紙1

事業番号	事業者名	運賃及び料金																				
		距離制運賃												時間距離併用運賃						時間制運賃		
		特定大型車				大型車				普通車				特定大型車		大型車		普通車		特定大型車	大型車	普通車
		初乗		加算		初乗		加算		初乗		加算		時間	運賃(円)	時間	運賃(円)	時間	運賃(円)	初乗・加算30分	初乗・加算30分	初乗・加算30分
		距離(m)	運賃(円)	距離(m)	運賃(円)	距離(m)	運賃(円)	距離(m)	運賃(円)	距離(m)	運賃(円)	距離(m)	運賃(円)									
1	長野タクシー株式会社	1,200	950	237	150					1,200	590	241	100	1分30秒	150			1分30秒	100	6,500		4,200
2	桜観光タクシー株式会社	1,025	900	233	150	1,025	800	205	150	1,025	500	211	100	1分30秒	150	1分20秒	150	1分20秒	100	6,600	7,400	4,750
3	スマイル観光旭株式会社	1,200	1,000	248	150					1,200	700	248	100	1分30秒	150			1分30秒	100	6,200		4,150
4	アルビコタクシー株式会社	1,025	900	198	140					1,025	500	198	100	1分20秒	140			1分20秒	100	7,200		5,050
5	平和観光株式会社									1,200	590	197	90					1分20秒	90			4,650
6	合資会社畑山自動車商会	1,312	1,000	175	150					1,312	700	178	100	1分10秒	150			1分10秒	100	8,550		5,600
7	更埴観光タクシー株式会社	1,100	850	198	180					1,100	600	207	100	1分20秒	180			1分20秒	100	9,100		4,900
8	ひしこタクシー株式会社									1,200	650	202	90					1分20秒	90			4,600
9	長電タクシー株式会社	1,200	1,000	235	150					1,200	590	171	90	1分10秒	150			1分10秒	90	6,500		5,300
10	篠ノ井観光タクシー株式会社	1,200	1,000	210	150	1,200	1,000	161	150	1,200	600	238	100	1分20秒	150	1分	150	1分30秒	100	7,250	9,300	4,300
11	長野観光自動車株式会社	1,200	900	200	120	1,200	800	200	120	1,200	600	237	100	1分20秒	120	1分20秒	120	1分30秒	100	6,100	6,050	4,300
12	中央タクシー株式会社	1,200	1,000	194	150					1,200	800	186	100	1分10秒	150			1分10秒	100	7,800		5,500
13	昌栄高速運輸株式会社									1,200	590	197	90					1分20秒	90			4,650
14	つばめタクシー株式会社	1,500	1,060	225	130					1,500	800	254	100	1分30秒	130			1分40秒	100	5,950		4,050
15	アットマーク高府運送有限公司	1,058	900	248	120					1,058	500	290	100	1分30秒	120			1分50秒	100	5,050		3,550
16	株式会社エッチディーコーポレーション									1,458	690	278	100					1分40秒	100			3,700

長野県A地区現行運賃

別紙2

事業番号	事業者名	運賃及び料金																										
		距離制運賃												時間距離併用運賃						時間制運賃								
		特定大型車				大型車				普通車				特定大型車		大型車		普通車		特定大型車		大型車		普通車				
		初乗		加算		初乗		加算		初乗		加算		時間	運賃(円)	時間	運賃(円)	時間	運賃(円)	初乗30分	初乗60分	初乗30分	初乗60分	初乗30分	初乗60分			
		距離(m)	運賃(円)	距離(m)	運賃(円)	距離(m)	運賃(円)	距離(m)	運賃(円)	距離(m)	運賃(円)	距離(m)	運賃(円)													距離(m)	運賃(円)	距離(m)
1	長野タクシー株式会社	1,458	940	235	120	1,458	880	205	120	1,458	710	286	100	1分25秒	120	1分15秒	120	1分45秒	100	5,000	10,000	5,000	4,900	9,800	4,900	3,500	7,000	3,500
2	桜観光タクシー株式会社	1,458	940	235	120	1,458	880	205	120	1,458	710	286	100	1分25秒	120	1分15秒	120	1分45秒	100	5,000	10,000	5,000	4,800	9,800	4,900	3,500	7,000	3,500
3	スマイル観光旭株式会社	1,458	930	238	120	1,458	870	207	120	1,458	700	290	100	1分30秒	120	1分15秒	120	1分45秒	100		9,850	4,900		9,650	4,800		6,900	3,450
4	アルビコタクシー株式会社	1,458	940	235	120	1,458	880	205	120	1,458	710	286	100	1分25秒	120	1分15秒	120	1分45秒	100	5,000	10,000	5,000	4,800	9,200	4,600	3,500	7,000	3,500
5	平和観光株式会社									1,458	710	286	100					1分45秒	100							3,500	7,000	3,500
6	合資会社畑山自動車商会	1,458	940	235	120	1,458	880	205	120	1,458	710	286	100	1分25秒	120	1分15秒	120	1分45秒	100	5,000	10,000	5,000	4,900	9,800	4,900	3,500	7,000	3,500
7	更埴観光タクシー株式会社	1,458	940	235	120	1,458	880	205	120	1,458	710	286	100	1分25秒	120	1分15秒	120	1分45秒	100	5,000	10,000	5,000	4,800	9,800	4,900	3,500	7,000	3,500
8	ひしこタクシー株式会社	1,458	940	235	120	1,458	880	205	120	1,458	710	286	100	1分25秒	120	1分15秒	120	1分45秒	100	5,000	10,000	5,000	4,900	9,800	4,900	3,500	7,000	3,500
9	長電タクシー株式会社	1,458	940	235	120	1,458	880	205	120	1,458	710	286	100	1分25秒	120	1分15秒	120	1分45秒	100	5,000	10,000	5,000	4,800	9,800	4,900	3,500	7,000	3,500
10	篠ノ井観光タクシー株式会社	1,458	940	235	120	1,458	880	205	120	1,458	710	286	100	1分25秒	120	1分15秒	120	1分45秒	100	5,000	10,000	5,000	4,900	9,800	4,900	3,500	7,000	3,500
11	長野観光自動車株式会社	1,458	940	235	120	1,458	880	205	120	1,458	710	286	100	1分25秒	120	1分15秒	120	1分45秒	100	5,000	10,000	5,000	4,800	9,800	4,900	3,500	7,000	3,500
12	中央タクシー株式会社	1,458	940	235	120	1,458	880	205	120	1,458	710	286	100	1分25秒	120	1分15秒	120	1分45秒	100	4,730	9,450	4,700	4,600	9,200	4,600	3,300	6,600	3,300
13	昌栄高速運輸株式会社	1,458	940	235	120	1,458	880	205	120	1,458	670	303	100	1分25秒	120	1分15秒	120	1分50秒	100	10,000	5,000		9,800	4,900		6,800	3,300	
14	つばめタクシー株式会社	1,458	890	248	120	1,458	830	217	120	1,458	670	303	100	1分30秒	120	1分20秒	120	1分50秒	100	5,000	10,000	5,000	4,900	9,800	4,900	3,500	7,000	3,500
15	アットマーク高府運送有限公司	1,458	890	248	120	1,458	830	217	120	1,458	670	303	100	1分30秒	120	1分20秒	120	1分50秒	100		9,450	4,700		9,200	4,600		6,800	3,300
16	株式会社エッチディーコーポレーション	1,458	890	248	120	1,458	830	217	120	1,458	670	303	100	1分30秒	120	1分20秒	120	1分50秒	100		9,450	4,700		9,200	4,600		6,800	3,300

事業番号	事業者名	運賃及び料金																				
		距離制運賃									時間距離併用運賃						時間制運賃					
		特定大型車			大型車			普通車			特定大型車		大型車		普通車		特定大型車	大型車	普通車			
		初乗		加算	初乗		加算	初乗		加算	初乗		加算	時間	運賃(円)	時間	運賃(円)	時間	運賃(円)	初乗・加算30分	初乗・加算30分	初乗・加算30分
		距離(m)	運賃(円)	距離(m)	運賃(円)	距離(m)	運賃(円)	距離(m)	運賃(円)	距離(m)	運賃(円)	距離(m)	運賃(円)							運賃(円)	運賃(円)	運賃(円)
17	赤穂タクシー株式会社	1,250	800	200	150					1,250	600	192	100	20秒	150			1分10秒	100	7,450		5,200
18	浜科観光ハイヤー株式会社	1,200	900	225	150					1,200	600	239	100	1分30秒	150			1分30秒	100	6,750		4,250
19	浜間観光タクシー株式会社	1,432	920	183	120					1,432	700	282	110	1分10秒	120			1分40秒	110	6,800		4,300
20	アルピコタクシー株式会社	1,040	900	218	140	1,040	800	218	140	1,040	500	218	100	1分20秒	140	1分20秒	140	1分20秒	100	6,550	6,500	4,650
21	安曇観光タクシー株式会社	1,040	900	221	150					1,040	500	250	100	1分20秒	150			1分40秒	100	6,900		4,050
22	明料第一交通株式会社	1,200	1,000	136	150					1,200	590	149	90	50秒	150			1分	90	10,850		6,050
23	アルプス第一交通株式会社	1,200	1,000	200	150	1,200	1,000	191	150	1,200	590	217	90	1分20秒	150	1分10秒	150	1分20秒	90	7,550	7,950	4,250
24	有限会社飯綱ハイヤー									1,480	800	250	100					1分30秒	100			4,150
25	飯山観光ハイヤー株式会社	1,200	1,000	164	150					1,200	590	176	90	1分	150			1分10秒	90	9,150		5,150
26	伊那タクシー株式会社	950	1,000	186	120	950	620	187	120	950	500	257	100	1分10秒	120	40秒	120	1分40秒	100	6,700	6,450	4,000
27	伊南乗用自動車株式会社	1,400	930	213	130	1,400	870	216	130	1,400	710	298	110	1分20秒	130	1分20秒	130	1分40秒	110	6,200	6,100	3,850
28	岩村田観光タクシー株式会社									1,100	600	274	100					1分40秒	100			3,800
29	上田観光自動車株式会社	1,000	900	178	150					1,000	500	224	100	1分10秒	150			1分30秒	100	8,500		4,550
30	上田タクシー株式会社	1,432	920	186	120					1,432	700	245	100	1分10秒	120			1分30秒	100	6,500		4,150
31	有限会社植松ハイヤー	1,200	1,000	200	150					1,200	590	199	100	1分20秒	150			1分20秒	100	7,550		5,050
32	岳北ハイヤー株式会社									1,200	590	134	90					50秒	90			6,650
33	有限会社カクマハイヤー	1,300	920	196	150					1,300	700	244	120	1分20秒	150			1分30秒	120	7,660		4,970
34	有限会社経沢観光	1,010	900	228	150	1,010	750	224	150	1,010	500	233	100	1分30秒	150	1分30秒	150	1分30秒	100	6,750	6,750	4,350
35	おんたけタクシー株式会社	1,100	800	210	150					1,100	600	217	100	1分20秒	150			1分20秒	100	7,150		4,700
36	木曾交通株式会社									1,458	750	307	100					2分	100			3,450
37	佐久小諸観光株式会社	1,200	900	175	120					1,200	600	221	100	1分10秒	120			1分20秒	100	6,950		4,550
38	しげのまつりタクシー株式会社	1,500	1,500	173	120					1,500	1,000	244	100	1分10秒	120			1分30秒	100	7,200		4,300
39	有限会社白川タクシー	1,350	910	128	120	1,350	850	134	120	1,350	680	201	100	50秒	120	50秒	120	1分20秒	100	9,250	8,800	5,000
40	諏訪交通株式会社	1,020	900	200	150	1,020	800	200	150	1,020	490	237	100	1分20秒	150	1分20秒	150	1分30秒	100	7,800	7,550	4,300
41	セブン自動車株式会社	1,400	920	142	120					1,400	710	171	100	1分	120			1分10秒	100	8,400		5,900
42	第一交通株式会社(佐久)	1,200	1,000	135	150					1,200	590	216	90	50秒	150			1分20秒	90	11,000		4,300
43	第一交通株式会社(諏訪)	1,200	1,000	200	150					1,200	590	217	90	1分20秒	150			1分20秒	90	7,550		4,250
44	遠山タクシー株式会社	1,040	900	173	150					1,040	500	158	100	1分10秒	150			1分	100	8,700		6,250
45	戸狩ハイヤー株式会社	1,200	1,000	240	150					1,200	590	214	90	1分30秒	150			1分20秒	90	6,450		4,300
46	豊野タクシー株式会社	1,500	1,050	210	150	1,500	980	210	150	1,500	800	239	100	1分20秒	150	1分40秒	150	1分30秒	100	7,200	7,200	4,300
47	長電タクシー株式会社	1,200	1,000	222	150					1,200	590	205	90	1分20秒	150			1分20秒	90	6,900		4,450
48	中野ハイヤー株式会社	1,458	1,000	177	150					1,458	800	267	120	1分10秒	150			1分40秒	120	8,380		4,600
49	長野交通株式会社	1,250	1,000	255	200	1,250	800	263	150	1,250	600	226	100	1分40秒	200	1分40秒	150	1分30秒	100	7,900	5,800	4,500
50	株式会社南木曾観光タクシー	1,220	850	203	120					1,220	650	300	100	1分20秒	120			1分50秒	100	6,050		3,500
51	ニュー交通株式会社	1,400	1,100	258	150					1,400	840	261	100	1分40秒	150			1分40秒	100	6,050		4,050
52	株式会社野沢観光タクシー	1,200	900	186	150					1,200	600	193	100	1分10秒	150			1分10秒	100	8,100		5,200
53	有限会社羽黒下タクシー									1,200	700	256	100					1分40秒	100			4,050
54	ひじり観光タクシー株式会社	1,040	900	250	150					1,040	500	250	100	1分30秒	150			1分20秒	100	6,150		4,050
55	北信タクシー株式会社	1,200	1,000	190	150					1,200	650	207	90	1分10秒	150			1分20秒	90	8,000		4,450
56	北部タクシー株式会社	1,200	860	201	150	1,200	800	200	120	1,200	650	231	100	1分20秒	150	1分20秒	120	1分30秒	100	7,500	6,050	4,450
57	株式会社まずや交通	1,200	900	177	120					1,200	600	223	100	1分10秒	120			1分30秒	100	6,900		4,550
58	松葉タクシー株式会社	1,500	1,500	122	120	1,500	1,200	110	120	1,500	1,000	263	100	50秒	120	40秒	120	1分40秒	100	9,800	10,700	4,050
59	有限会社マルチハイヤー	1,200	1,000	200	150					1,200	700	250	100	1分10秒	150			1分10秒	100	7,550		4,150
60	丸茂自動車株式会社	1,200	1,000	239	150					1,200	590	221	90	1分30秒	150			1分20秒	90	6,450		4,200
61	南信州広域タクシー株式会社	1,200	1,000	236	200	1,200	1,000	230	150	1,200	500	199	100	1分30秒	200	1分30秒	150	1分20秒	100	8,500	6,650	5,000
62	望月ハイヤー株式会社	1,300	920	214	150					1,300	700	275	120	1分20秒	150			1分40秒	120	7,100		4,500
63	望月観光タクシー株式会社	1,200	900	182	120					1,200	600	239	100	1分10秒	120			1分30秒	100	6,700		4,250
64	八千穂タクシー株式会社	1,200	900	176	120	1,200	860	176	120	1,200	700	246	100	1分10秒	120	1分10秒	120	1分30秒	100	6,870	6,850	4,200
65	松本タクシー株式会社	1,200	1,000	210	150					1,200	590	198	90	1分20秒	150			1分20秒	90	7,250		4,650
66	第一交通株式会社(松本)	1,200	1,000	230	150					1,200	590	211	90	1分30秒	150			1分20秒	90	6,650		4,350
67	相互第一交通株式会社	1,200	1,000	200	150					1,200	590	218	90	1分20秒	150			1分20秒	90	7,550		4,250
68	美勢タクシー株式会社	1,100	900	228	150	1,100	900	232	150	1,100	500	229	100	1分30秒	150	1分30秒	150	1分30秒	100	6,750	6,600	4,400
69	省和タクシー株式会社									1,200	590	197	90					1分20秒	90			4,650
70	株式会社藤森タクシー									1,200	600	228	100					1分30秒	100			4,450
71	菅平観光タクシー株式会社	1,300	900	200	120	1,300	800	200	120	1,300	630	234	100	1分20秒	120	1分20秒	120	1分30秒	100	6,100	6,050	4,350
72	朝日交通株式会社	1,390	960	192	130	1,390	900	206	130	1,390	730	278	100	1分10秒	130	1分20秒	130	1分40秒	100	6,800	6,400	3,800
73	第一観光タクシー株式会社	1,200	1,000	217	150					1,200	590	217	90	1分20秒	150			1分20秒	90	7,050		4,250
74	飯田風越タクシー株式会社	1,000	900	231	150					1,000	500	229	100	1分30秒	150			1分30秒	100	6,700		4,400

事業番号	事業者名	運賃及び料金																												
		距離制運賃												時間距離併用運賃						時間制運賃										
		特定大型車			大型車			普通車			特定大型車		大型車		普通車		特定大型車		大型車		普通車									
		初乗		加算	初乗		加算	初乗		加算	時間	運賃(円)	時間	運賃(円)	時間	運賃(円)	初乗30分	初乗60分	加算30分	初乗30分	初乗60分	加算30分	初乗30分	初乗60分	加算30分					
		距離(m)	運賃(円)	距離(m)	運賃(円)	距離(m)	運賃(円)	距離(m)	運賃(円)	距離(m)	運賃(円)	時間	運賃(円)	時間	運賃(円)	運賃(円)	運賃(円)													
17	赤穂タクシー株式会社	1,458	920	208	120	1,458	860	210	120	1,458	700	288	100	1分15秒	120	1分20秒	120	1分45秒	100	9,950	4,900		9,850	4,850	7,050	3,450				
18	浜科観光ハイヤー株式会社	1,458	920	208	120	1,458	860	210	120	1,458	700	288	100	1分15秒	120	1分20秒	120	1分45秒	100	9,950	4,900		9,850	4,850	7,050	3,450				
19	浜岡観光タクシー株式会社	1,458	920	208	120	1,458	860	210	120	1,458	700	288	100	1分15秒	120	1分20秒	120	1分45秒	100	9,950	4,900		9,850	4,850	7,050	3,450				
20	アルピコタクシー株式会社	1,458	920	208	120	1,458	860	210	120	1,458	700	288	100	1分15秒	120	1分20秒	120	1分45秒	100	9,950	4,900	5,000	10,000	5,000	4,800	9,200	4,600	3,500	7,000	3,500
21	安曇観光タクシー株式会社	1,458	920	208	120	1,458	860	210	120	1,458	700	288	100	1分15秒	120	1分20秒	120	1分45秒	100	9,950	4,900		9,850	4,850	7,050	3,450				
22	明科第一交通株式会社	1,458	920	208	120	1,458	860	210	120	1,458	700	288	100	1分15秒	120	1分20秒	120	1分45秒	100	9,950	4,900		9,850	4,850	7,050	3,450				
23	アルプス第一交通株式会社	1,458	920	208	120	1,458	860	210	120	1,458	700	288	100	1分15秒	120	1分20秒	120	1分45秒	100	9,950	4,900		9,850	4,850	7,050	3,450				
24	有明会社飯綱ハイヤー	1,458	920	208	120	1,458	860	210	120	1,458	700	288	100	1分15秒	120	1分20秒	120	1分45秒	100	4,980	9,950	4,900	4,930	9,850	4,850	3,530	7,050	3,450		
25	飯山観光ハイヤー株式会社	1,458	920	208	120	1,458	860	210	120	1,458	700	288	100	1分15秒	120	1分20秒	120	1分45秒	100	9,950	4,900		9,850	4,850	7,050	3,450				
26	伊那タクシー株式会社	1,458	920	208	120	1,458	860	210	120	1,458	700	288	100	1分15秒	120	1分20秒	120	1分45秒	100	9,950	4,900		9,850	4,850	7,050	3,450				
27	伊那乗用自動車株式会社	1,458	920	208	120	1,458	860	210	120	1,458	700	288	100	1分15秒	120	1分20秒	120	1分45秒	100	9,950	4,900		9,850	4,850	7,050	3,450				
28	岩村田観光タクシー株式会社	1,458	920	208	120	1,458	860	210	120	1,458	700	288	100	1分15秒	120	1分20秒	120	1分45秒	100	9,950	4,900		9,850	4,850	7,050	3,450				
29	上田観光自動車株式会社	1,458	920	208	120	1,458	860	210	120	1,458	700	288	100	1分15秒	120	1分20秒	120	1分45秒	100	9,950	4,900		9,850	4,850	7,050	3,450				
30	上田タクシー株式会社	1,458	920	208	120	1,458	860	210	120	1,458	700	288	100	1分15秒	120	1分20秒	120	1分45秒	100	9,950	4,900		9,850	4,850	7,050	3,450				
31	有明会社穂松ハイヤー	1,458	920	208	120	1,458	860	210	120	1,458	700	288	100	1分15秒	120	1分20秒	120	1分45秒	100	9,950	4,900		9,850	4,850	7,050	3,450				
32	岳北ハイヤー株式会社	1,458	920	208	120	1,458	860	210	120	1,458	700	288	100	1分15秒	120	1分20秒	120	1分45秒	100	9,950	4,900		9,850	4,850	7,050	3,450				
33	有明会社カマノハイヤー	1,458	920	208	120	1,458	860	210	120	1,458	700	288	100	1分15秒	120	1分20秒	120	1分45秒	100	9,950	4,900		9,850	4,850	7,050	3,450				
34	有明会社桂井沢観光	1,458	920	208	120	1,458	860	210	120	1,458	700	288	100	1分15秒	120	1分20秒	120	1分45秒	100	9,950	4,900		9,850	4,850	7,050	3,450				
35	おんたけタクシー株式会社	1,458	850	225	120	1,458	810	223	120	1,458	650	310	100	1分25秒	120	1分25秒	120	1分55秒	100	9,950	4,900		9,250	4,550	7,050	3,450				
36	木曾交通株式会社	1,458	850	225	120	1,458	810	223	120	1,458	650	310	100	1分25秒	120	1分25秒	120	1分55秒	100	9,950	4,900		9,250	4,550	7,050	3,450				
37	佐久小窪観光株式会社	1,458	920	208	120	1,458	860	210	120	1,458	700	288	100	1分15秒	120	1分20秒	120	1分45秒	100	9,950	4,900		9,850	4,850	7,050	3,450				
38	しげのまつタクシー株式会社	1,458	920	208	120	1,458	860	210	120	1,458	700	288	100	1分15秒	120	1分20秒	120	1分45秒	100	9,950	4,900		9,850	4,850	7,050	3,450				
39	有明会社白川タクシー	1,458	920	208	120	1,458	860	210	120	1,458	700	288	100	1分15秒	120	1分20秒	120	1分45秒	100	9,950	4,900		9,850	4,850	7,050	3,450				
40	諏訪交通株式会社	1,458	920	208	120	1,458	860	210	120	1,458	700	288	100	1分15秒	120	1分20秒	120	1分45秒	100	9,950	4,900		9,850	4,850	7,050	3,450				
41	セブン自動車株式会社	1,458	920	208	120	1,458	860	210	120	1,458	700	288	100	1分15秒	120	1分20秒	120	1分45秒	100	9,950	4,900		9,850	4,850	7,050	3,450				
42	第一交通株式会社(佐久)	1,458	920	208	120	1,458	860	210	120	1,458	700	288	100	1分15秒	120	1分20秒	120	1分45秒	100	9,950	4,900		9,850	4,850	7,050	3,450				
43	第一交通株式会社(諏訪)	1,458	920	208	120	1,458	860	210	120	1,458	700	288	100	1分15秒	120	1分20秒	120	1分45秒	100	9,950	4,900		9,850	4,850	7,050	3,450				
44	遠山タクシー株式会社	1,458	920	208	120	1,458	790	229	120	1,458	700	288	100	1分15秒	120	1分25秒	120	1分45秒	100	9,950	4,900		9,000	4,450	7,050	3,450				
45	戸野ハイヤー株式会社	1,458	920	208	120	1,458	860	210	120	1,458	700	288	100	1分15秒	120	1分20秒	120	1分45秒	100	4,980	9,950	4,900	4,930	9,850	4,850	3,530	7,050	3,450		
46	豊野タクシー株式会社	1,458	920	208	120	1,458	860	210	120	1,458	700	288	100	1分15秒	120	1分20秒	120	1分45秒	100	9,950	4,900		9,850	4,850	7,050	3,450				
47	長電タクシー株式会社	1,458	920	208	120	1,458	860	210	120	1,458	700	288	100	1分15秒	120	1分20秒	120	1分45秒	100	4,980	9,950	4,900	4,930	9,850	4,850	3,530	7,050	3,450		
48	中野ハイヤー株式会社	1,458	920	208	120	1,458	860	210	120	1,458	700	288	100	1分15秒	120	1分20秒	120	1分45秒	100	4,980	9,950	4,900	4,930	9,850	4,850	3,530	7,050	3,450		
49	長野交通株式会社	1,458	920	208	120	1,458	860	210	120	1,458	700	288	100	1分15秒	120	1分20秒	120	1分45秒	100	4,980	9,950	4,900	4,930	9,850	4,850	3,530	7,050	3,450		
50	株式会社南木曾観光タクシー	1,458	850	225	120	1,458	810	223	120	1,458	650	310	100	1分25秒	120	1分25秒	120	1分55秒	100	9,950	4,900		9,250	4,550	7,050	3,450				
51	ニュー交通株式会社	1,458	920	208	120	1,458	860	210	120	1,458	700	288	100	1分15秒	120	1分20秒	120	1分45秒	100	9,950	4,900		9,850	4,850	7,050	3,450				
52	株式会社野沢観光タクシー	1,458	920	208	120	1,458	860	210	120	1,458	700	288	100	1分15秒	120	1分20秒	120	1分45秒	100	9,950	4,900		9,850	4,850	7,050	3,450				
53	有明会社羽黒下タクシー	1,458	920	208	120	1,458	860	210	120	1,458	700	288	100	1分15秒	120	1分20秒	120	1分45秒	100	9,950	4,900		9,850	4,850	7,050	3,450				
54	ひじり観光タクシー株式会社	1,458	920	208	120	1,458	860	210	120	1,458	700	288	100	1分15秒	120	1分20秒	120	1分45秒	100	9,950	4,900		9,850	4,850	7,050	3,450				
55	北信タクシー株式会社	1,458	920	208	120	1,458	860	210	120	1,458	700	288	100	1分15秒	120	1分20秒	120	1分45秒	100	4,980	9,950	4,900	4,930	9,850	4,850	3,530	7,050	3,450		
56	北都タクシー株式会社	1,458	920	208	120	1,458	860	210	120	1,458	700	288	100	1分15秒	120	1分20秒	120	1分45秒	100	9,950	4,900		9,850	4,850	7,050	3,450				
57	株式会社ますや交通	1,458	920	208	120	1,458	860	210	120	1,458	700	288	100	1分15秒	120	1分20秒	120	1分45秒	100	9,950	4,900		9,850	4,850	7,050	3,450				
58	松葉タクシー株式会社	1,458	920	208	120	1,458	860	210	120	1,458	700	288	100	1分15秒	120	1分20秒	120	1分45秒	100	9,950	4,900		9,850	4,850	7,050	3,450				

○ 許 認 可 等

■一般貨物自動車運送事業（一般）の許可（自動車交通部）

事業者名(法人番号)	代表者	許可年月日	主たる事務所の位置	車両数
有限会社 東越建材 (3110002011980)	代表取締役 浅野 森登	H31.3.1	新潟県新潟市北区内島見47 2番地	5
株式会社 トラストライン (8110001033583)	代表取締役 森山 昌雄	H31.3.6	新潟県見附市今町七丁目141 9番地1	5
株式会社 Tライン (2110001033597)	代表取締役 田辺 侑己	H31.3.6	新潟県新潟市東区小金町三丁目 6番35号	5

■指定自動車整備事業の指定（自動車技術安全部）

指定番号	北信指第10233号
指定年月日	平成31年4月1日
事業者名	東日本三菱自動車販売株式会社
事業場の名称	東日本三菱自動車販売株式会社新潟東店
事業場の所在地	新潟県新潟市東区若葉町一丁目119番地7
対象とする自動車の種類	普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、小型三輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
業務範囲の限定	なし
指定の条件	なし

指定番号	北信指第10234号
指定年月日	平成31年4月1日
事業者名	東日本三菱自動車販売株式会社
事業場の名称	東日本三菱自動車販売株式会社新潟西店
事業場の所在地	新潟県新潟市西区小新四丁目8番29号
対象とする自動車の種類	普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、小型三輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
業務範囲の限定	なし
指定の条件	なし

指定番号	北信指第10235号
指定年月日	平成31年4月1日
事業者名	東日本三菱自動車販売株式会社
事業場の名称	東日本三菱自動車販売株式会社三条店
事業場の所在地	新潟県三条市下須頃字野中935番地
対象とする自動車の種類	普通自動車（中型）、普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、軽自動車
業務範囲の限定	なし
指定の条件	なし

指定番号	北信指第10236号
指定年月日	平成31年4月1日
事業者名	東日本三菱自動車販売株式会社

事業場の名称	東日本三菱自動車販売株式会社新発田店
事業場の所在地	新潟県新発田市中田町一丁目 1 1 5 6 番地 1
対象とする自動車の種類	普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、小型三輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
業務範囲の限定	なし
指定の条件	なし

指定番号	北信指第 1 0 2 3 7 号
指定年月日	平成 3 1 年 4 月 1 日
事業者名	東日本三菱自動車販売株式会社
事業場の名称	東日本三菱自動車販売株式会社長岡店
事業場の所在地	新潟県長岡市十日町字野々入 1 3 1 3 番地
対象とする自動車の種類	普通自動車（中型）、普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、小型三輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
業務範囲の限定	なし
指定の条件	なし

指定番号	北信指第 1 0 2 3 8 号
指定年月日	平成 3 1 年 4 月 1 日
事業者名	東日本三菱自動車販売株式会社
事業場の名称	東日本三菱自動車販売株式会社上越店
事業場の所在地	新潟県上越市栄町 5 番 1 9 号
対象とする自動車の種類	普通自動車（中型）、普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、小型三輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
業務範囲の限定	なし
指定の条件	なし

指定番号	北信指第 2 0 2 7 7 号
指定年月日	平成 3 1 年 4 月 1 日
事業者名	長野トヨペット株式会社（法人番号 1100001002455）
事業場の名称	長野トヨペット株式会社東和田店
事業場の所在地	長野県長野市大字東和田字前田沖 9 4 6 番地
対象とする自動車の種類	普通自動車（中型）、普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、大型特殊自動車、小型四輪自動車、軽自動車
業務範囲の限定	なし
指定の条件	なし

指定番号	北信指第 2 0 2 7 8 号
指定年月日	平成 3 1 年 4 月 1 日
事業者名	長野トヨペット株式会社（法人番号 1100001002455）
事業場の名称	長野トヨペット株式会社徳間店
事業場の所在地	長野県長野市大字徳間字本堂原 1 0 6 7 番 2
対象とする自動車の種類	普通自動車（中型）、普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、小型三輪自動車、軽自動車
業務範囲の限定	なし
指定の条件	なし

指定番号	北信指第 2 0 2 7 9 号
指定年月日	平成 3 1 年 4 月 1 日

事業者名	宇都宮商会株式会社（法人番号 5100001001214）
事業場の名称	宇都宮商会株式会社フォルクスワーゲン長野
事業場の所在地	長野県長野市大字稲葉字北村東沖 2 7 3 6 番地 1
対象とする自動車の種類	普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、軽自動車
業務範囲の限定	なし
指定の条件	なし

指定番号	北信指第 4 0 1 3 9 号
指定年月日	平成 3 1 年 4 月 5 日
事業者名	株式会社スズキ自販北陸（法人番号 7220001003584）
事業場の名称	株式会社スズキ自販北陸小松営業所
事業場の所在地	石川県小松市今江町 9 丁目 3 5 1 番
対象とする自動車の種類	普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、小型三輪自動車、軽自動車
業務範囲の限定	軽油を燃料とする原動機を除く
指定の条件	なし

○ 行政処分

■ 自動車分解整備事業者に対する行政処分（自動車技術安全部）

処分年月日	事業者の氏名 又は名称	事業場の名称	処分等の種類	違反行為の概要
	事業者の住所	事業場の所在地	違反条項	
平成 3 1 年 3 月 2 8 日	株式会社白山商会 (6220001019045)	株式会社白山商会	自動車分解整備事業 の認証の取消し	自動車分解整備事業者は、 その事業を廃止したにもか かわらず廃止届出を行わな かった。
	石川県白山市橋爪町 5 1 4 番地 3	石川県白山市橋爪町 5 1 4 番地 3	道路運送車両法第 8 1 条第 2 項	

以 上

別紙「自動車分解整備事業事務取扱要領」の一部改正（新旧対照表）

新	旧
自動車分解整備事業事務取扱要領	自動車分解整備事業事務取扱要領
達第39号 平成14年8月20日 改正 達第11号 平成18年3月31日 改正 達第2号 平成18年6月2日 改正 達第11号 平成27年3月19日 改正 達第1号 平成31年4月5日	達第39号 平成14年8月20日 改正 達第11号 平成18年3月31日 改正 達第2号 平成18年6月2日 改正 達第11号 平成27年3月19日
第1条 (略) (認証の申請) 第2条 法第79条第1項の規定による認証の申請は、第1号様式によるものとする。 2 前項の申請書には、次に掲げる書面を添付するものとする。 (1)～(3) (略) (4) 作業場等のレイアウト、寸法、縮尺、方位等を記載した作業場等平面図(第1号様式の事業場平面図に記載する場合は省略できる。) (5) (略) 3 (略)	第1条 (略) (認証の申請) 第2条 法第79条第1項の規定による認証の申請は、第1号様式によるものとする。 2 前項の申請書には、次に掲げる書面を添付するものとする。 (1)～(3) (略) (4) 作業場等のレイアウト、寸法、縮尺、方位等を記載した作業場等平面図 (5) (略) 3 (略)
第3条 (略) (事業の種類等の変更申請) 第4条 認証を受けている者が、次に掲げる事項を変更しようとする申請は第2号様式によるものとする。 (1)～(4) (略) 2 前項の申請書には、次に掲げる書面を添付するものとする。 (1) (略)	第3条 (略) (事業の種類等の変更申請) 第4条 認証を受けている者が、次に掲げる事項を変更しようとする申請は、第2号様式によるものとする。 (1)～(4) (略) 2 前項の申請書には、次に掲げる書面を添付するものとする。 (1) (略)

(2) 第2条第2項第3号から第5号に規定する書面のうち変更事項に係るもの(第2条第2項第5号に規定する書面については、第2号様式の事業場平面図に記載する場合は省略できる。)

(認証書の交付)

第5条 運輸局長は、認証(対象とする自動車の種類及び対象とする装置の種類の変更並びに業務の範囲を限定又は解除するときを含む。)をしたときは、認証書を申請者に交付するものとする。

2 前項に規定する認証書の様式は、第6号様式によるものとする。

3、4 (略)

(変更等の届出)

第6条 法第81条(第2項を除く)から第83条までの規定による届出は、第2号様式(変更等の届出が法第81条第1項第2号のみの場合は、第5号様式)によるものとする。

2、3 (略)

(廃止届出)

第7条 法第81条第2項に規定する届出にあつては、第3号様式によるものとし、すでに交付を受けている認証書を添付するものとする。

第8条 (略)

(整備主任者に関する届出)

第9条 施行規則第62条の2の2第2項に規定する届出は、第4号様式によるものとする。ただし、同項第1号及び第2号に規定する事項に係る変更の届出にあつては、第2号様式による届出をもって代えるものとする。

2 (略)

(自動車分解整備事業の証明)

第10条 運輸局長は、自動車分解整備事業者からの願出により、現に効力のある認証に係る事項について証明を行うことができるものとする。

2 前項の願出書の様式は、第7号様式によるものとする。

3 (略)

(2) 第2条第2項第3号から第5号に規定する書面のうち変更事項に係るもの

(認証書の交付)

第5条 運輸局長は、認証(対象とする自動車の種類及び対象とする装置の種類の変更並びに業務の範囲を限定又は解除するときを含む。)をしたときは、認証書を申請者に交付するものとする。

2 前項に規定する認証書の様式は、第3号様式によるものとする。

3、4 (略)

(変更等の届出)

第6条 法第81条(第2項を除く)から第83条までの規定による届出は、第2号様式によるものとする。

2、3 (略)

(廃止届出)

第7条 法第81条第2項に規定する届出にあつては、第4号様式によるものとし、すでに交付を受けている認証書を添付するものとする。

第8条 (略)

(整備主任者に関する届出)

第9条 施行規則第62条の2の2第2項に規定する届出は、第5号様式によるものとする。ただし、同項第1号及び第2号に規定する事項に係る変更の届出にあつては、第2号様式による届出をもって代えるものとする。

2 (略)

(自動車分解整備事業の証明)

第10条 運輸局長は、自動車分解整備事業者からの願出により、現に効力のある認証に係る事項について証明を行うことができるものとする。

2 前項の願出書の様式は、第6号様式によるものとする。

3 (略)

附則

- 1 本達は、平成14年9月1日から施行する。
- 2 本達の施行に伴い、平成14年7月1日付け達第2号「自動車分解整備事業事務取扱要領」は廃止する。
- 3 申請及び届出に係る様式は、当分の間、従前の様式を使用することができる。

附則

- 1 本達は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 申請及び届出に係る様式は、当分の間、従前の様式を使用することができる。

附則

- 1 本達は、平成18年6月2日から施行する。
- 2 申請及び届出に係る様式は、当分の間、従前の様式を使用することができる。

附則

- 1 本達は、平成27年3月19日から施行する。
- 2 申請及び届出に係る様式は、当分の間、従前の様式を使用することができる。

附則

- 1 本達は、平成31年4月5日から施行する。
- 2 申請及び届出に係る様式は、当分の間、従前の様式を使用することができる。

附則

- 1 本達は、平成14年9月1日から施行する。
- 2 本達の施行に伴い、平成14年7月1日付け達第2号「自動車分解整備事業事務取扱要領」は廃止する。
- 3 申請及び届出に係る様式は、当分の間、従前の様式を使用することができる。

附則

- 1 本達は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 申請及び届出に係る様式は、当分の間、従前の様式を使用することができる。

附則

- 1 本達は、平成18年6月2日から施行する。
- 2 申請及び届出に係る様式は、当分の間、従前の様式を使用することができる。

附則

- 1 本達は、平成27年3月19日から施行する。
- 2 申請及び届出に係る様式は、当分の間、従前の様式を使用することができる。

第1号様式

第1号様式

認証番号	
認証年月日	年 月 日

自動車分解整備事業の認証新規申請書

北陸信越運輸局長 殿

年 月 日

道路運送車両法の規定により別添書面を添えて申請します。

(ふりがな) 申請者の氏名又は名称	印
申請者の住所	
電話番号	
(ふりがな) 事業場の名称	
事業場の所在地	
電話番号	
認定番号	

(注) 申請者の氏名又は名称を記名し押印することに代えて署名(自署)することができる。

自動車分解整備事業の種類 (□枠内の該当するものに○を記入)	<input type="checkbox"/>	普通自動車分解整備事業
	<input type="checkbox"/>	小型自動車分解整備事業
	<input type="checkbox"/>	軽自動車分解整備事業

対象自動車の種類 (□枠内の申請する種類に○を記入する)	対象とする装置の種類							
	全て	原動機	動力伝達	走行	操縦	制動	緩衝	連結
普通自動車(大型)								
普通自動車(中型)								
普通自動車(小型)								
普通自動車(乗用)								
大型特殊自動車								
小型四輪自動車								
小型三輪自動車								
小型二輪自動車								
軽自動車								

業務の範囲の限定 (□枠内の該当するものに○を記入)	<input type="checkbox"/>	軽油を燃料とする原動機を除く
	<input type="checkbox"/>	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする原動機を除く
	<input type="checkbox"/>	カタピラ付大型特殊自動車に限る

第1号様式

第1号様式

認証番号	
認証年月日	年 月 日

自動車分解整備事業の新規認証申請書

北陸信越運輸局長 殿

年 月 日

道路運送車両法の規定により別添書面を添えて自動車分解整備事業の認証を申請します。

(ふりがな) 申請者の氏名又は名称	()	印
郵便番号		
申請者の住所		
電話番号		
(ふりがな) 事業場の名称	()	
郵便番号		
事業場の所在地		
電話番号		

(注) 以下、『*』印欄には、該当する事項に「○」を付すこと。

自動車分解整備事業の種類	* <input type="checkbox"/>	普通自動車分解整備事業
	* <input type="checkbox"/>	小型自動車分解整備事業
	* <input type="checkbox"/>	軽自動車分解整備事業

	全て	原動機	動力伝達	走行	操縦	制動	緩衝	連結
普通自動車(大)	* <input type="checkbox"/>							
普通自動車(中)	* <input type="checkbox"/>							
普通自動車(小)	* <input type="checkbox"/>							
普通自動車(乗)	* <input type="checkbox"/>							
大型特殊自動車	* <input type="checkbox"/>							
小型四輪自動車	* <input type="checkbox"/>							
小型三輪自動車	* <input type="checkbox"/>							
小型二輪自動車	* <input type="checkbox"/>							
軽自動車	* <input type="checkbox"/>							

工員の構成	合計 (工員数)	整備士数			整備士以外 の工員数
		一級	二級	三級	
	人	人	人	人	人

屋内作業場等	間口	奥行	面積	天井高さ	床面状況
車両整備作業場	m	m	m ²	m	
部品整備作業場			m ²	m	
点検作業場	m	m	m ²	m	
車両置場	m	m	m ²		

(注)記入枠が不足する場合は、任意追加することができる。

私
私達(役員) は、道路運送車両法第80条第1項第2号に該当しないことを宣誓します。

宣誓者 印

役員氏名	役職名	役員氏名	役職名

(注)個人事業者にあつては「私」、法人企業にあつては「私達(役員)」の文字に○を記入すること。

(注)宣誓者の氏名を記名し押印することに代えて署名(自署)することができる。

(注)記入枠が不足する場合は、任意追加することができる。

前職業能別 (□枠内の該当するものに○を 記入)	専業	ディーラー	自家
		自動車用品販売店	ガソリンスタンド
	その他()		

業務の範囲の限定	*	軽油を燃料とする原動機を除く
	*	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする原動機を除く
	*	カタピラ付大型特殊自動車に限る

整備要員数	工員(自動車工)	工員内の整備士数		
		一級	二級	三級
	人	人	人	人

屋内作業場等	間口(m)	奥行(m)	面積(m ²)	天井高さ(m)	床面状況
車両整備作業場	m	m	m ²	m	
部品整備作業場			m ²		
点検作業場	m	m	m ²	m	
車両置場	m	m	m ²		

業務の別	*	専業	*	自動車用品販売店	*	その他
	*	ディーラー	*	ガソリンスタンド		
	*	自家	*	受検代行業		

○優良自動車整備事業者関係 (優良自動車整備事業者の認定を受けている場合に記載すること。)

認定番号		認定の種類	
		*	一級整備工場
*	二級整備工場		
*	特殊整備工場		

○宣誓書(氏名を記載し押印することに代えて、署名(自署)することができる。)

(個人) 私は、道路運送車両法第80条第1項第2号に該当しないことを宣誓します。

宣誓者(申請者) 印

(法人) 私達(役員)は、道路運送車両法第80条第1項第2号に該当しないことを宣誓します。

宣誓者役職名() 印

役員氏名	役職名	役員氏名	役職名

	名 称	型式・能力 等	数 量	
作業機械	プレス			
	エア・コンプレッサ			
	チェーン・ブロック			
	ジャッキ			
	バイス			
	充電器			
作業計器	ノギス			
	トルク・レンチ			
点検計器 及び 点検装置	サーキット・テスタ			
	比重計			
	コンプレッショ ン・ゲージ	(ガソリン用) (ジゼル用)		
	ハンディ・バキューム・ポンプ			
	エンジン・タコ・テスタ			
	タイミング・ライト			
	シツクネス・ゲージ			
	ダイヤル・ゲージ			
	トーイン・ゲージ			
	キャンバ・キャスタ・ゲージ			
	ターニング・ラジアス・ゲージ			
	タイヤ・ゲージ			
	検車装置			
	一酸化炭素測定器			
	炭化水素測定器			
	工具	ホイール・ブーラ		
		ベアリング・レース・ブーラ		
グリース・ガン又はシャシ・ルブリケータ				
部品洗浄槽				

(注)記入枠が不足する場合は、任意追加することができる。

備考	
----	--

○作業機械等

	名 称	能 力	数 量
作業機械	プレス		
	エア・コンプレッサ		
	チェーン・ブロック		
	ジャッキ		
	バイス		
	充電器		
作業機器	ノギス		
	トルクレンチ		
点検計器及び点検装置	サーキット・テスタ		
	比重計		
	コンプレッショ ン・ゲージ		
	ハンディ・バキューム・ポンプ		
	エンジン・タコ・テスタ		
	ドエル・テスタ		
	タイミング・ライト		
	ノズル・テスタ		
	シツクネス・ゲージ		
	ダイヤル・ゲージ		
	トーイン・ゲージ		
点検計器及び点検装置	キャンバ・キャスタ・ゲージ		
	ターニング・ラジアス・ゲージ		
	タイヤ・ゲージ		
工具	検車装置		
	一酸化炭素測定器		
	炭化水素測定器		
	ホイール・ブーラ		
	ベアリング・レース・ブーラ		

点検機器 及び 点検装置	名 称	型 式	能 力	数 量
	一酸化炭素測定器			
	炭化水素測定器			

事業場平面図

事業場の名称

(例：レイアウト、寸法、縮尺、方位等を記入)

第2号様式

第2号様式

認証番号	
認証年月日	年 月 日

自動車分解整備事業の変更（届出・申請）書

北陸信越運輸局長殿

年 月 日

道路運送車両法の規定により別添書面を添えて（届出・申請）します。

（注）届出にあつては「届出」、申請にあつては「申請」の文字に○を記入すること。

（ふりがな） 届出者 申請者の氏名又は名称	印
届出者 申請者の住所	
電話番号	
（ふりがな） 事業場の名称	
事業場の所在地	
電話番号	
認証番号	
認定番号	
指定番号	

（注）届出者、申請者の氏名又は名称について、届出にあつては氏名又は名称を記名し押印を省略することができ、申請にあつては氏名又は名称を記名し押印することに代えて署名（自署）することができる。

届出・申請の内容（□枠内の該当するものに○を記入）	変更年月日	年 月 日
相続	事業場の所在地の変更	
合併	役員の変更	
分割	屋内作業場の変更（面積又は開口若しくは奥行の長さ）	
譲受	自動車分解整備事業の種類の変更 【変更申請】	
事業者名又は住所の変更	対象自動車の種類及び装置の種類の変更 【変更申請】	
事業場の名称の変更	業務の範囲の変更 【変更申請】	

（注）役員の変更のみの届出の場合は、役員の変更届出書（第5号様式）を使用すること。

1 宣誓書

私 私達（役員）	は、道路運送車両法第80条第1項第2号に該当しないことを宣誓します。	印
宣誓者		

（注）個人事業者にあつては「私」、法人企業にあつては「私達（役員）」の文字に○を記入すること。

（注）宣誓者の氏名を記名し押印することに代えて署名（自署）することができる。

第2号様式

第2号様式

認証番号	
認証年月日	年 月 日

自動車分解整備事業の変更届出（申請）書

北陸信越運輸局長 殿

年 月 日

道路運送車両法の規定により別添書面を添えて自動車分解整備事業の変更届出（申請）します。

（ふりがな） 届出者の氏名又は名称	（ ）	印
郵便番号		
届出者の住所		
電話番号		
（ふりがな） 事業場の名称	（ ）	
郵便番号		
事業場の所在地		
電話番号		

（注）以下、「※」印欄には、該当する事項に「○」を付すこと。

届出（申請）内容			
※	相続	※	事業場所在地の変更
※	合併	※	役員の変更
※	分割	※	屋内作業場（面積又は開口若しくは奥行の長さ）の変更
※	譲受	※	自動車分解整備事業の種類の変更
※	事業者名又は住所の変更	※	対象とする自動車の種類及び装置の種類の変更
※	事業場の名称の変更	※	業務の範囲の変更

① 分解整備事業の種類

分解整備事業の種類	認証年月日	旧事業の種類
普通自動車分解整備事業	※	※
小型自動車分解整備事業	※	※
軽自動車分解整備事業	※	※

2-① 自動車分解整備事業の種類の変更

自動車分解整備事業の種類	認証年月日
普通自動車分解整備事業	年 月 日
小型自動車分解整備事業	年 月 日
軽自動車分解整備事業	年 月 日

(注) 口枠内の該当するものに、追加するものは◎、廃止するものは×及び認証年月日、変更がないものは○及び認証年月日を記入すること。

2-② 対象とする自動車の種類及び装置の変更

対象自動車の種類	対象とする装置の種類							
	全て	原動機	動力伝達	走行	操縦	制動	緩衝	連結
普通自動車(大型)								
普通自動車(中型)								
普通自動車(小型)								
普通自動車(乗用)								
大型特殊自動車								
小型四輪自動車								
小型三輪自動車								
小型二輪自動車								
軽自動車								

(注) 口枠内の該当するものに、追加するものは◎、廃止するものは×、変更がないものは○を記入すること。

2-③ 業務の範囲の変更

業務の範囲の限定	軽油を燃料とする原動機を除く
	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする原動機を除く
	カタピラ付大型特殊自動車に限る

(注) 口枠内の該当するものに、限定の申請をするものは◎、限定の解除をするものは×、変更がないものは○を記入すること。

3 事業者名又は住所の変更

(ふりがな)	
事業者の氏名又は名称	
事業者の住所	

(注) 旧の事業者の氏名又は名称及び住所を記入すること。

4 事業場名の変更又は事業場の所在地の変更

(ふりがな)	
事業場の名称	
事業場の所在地	

(注) 旧の事業場の名称又は所在地を記入すること。

5 屋内作業場等の変更(面積又は間口若しくは奥行の長さ)

屋内作業場等	間口	奥行	面積	天井高さ	床面状況
車両整備作業場	m	m	m ²	m	
部品整備作業場			m ²	m	
点検作業場	m	m	m ²	m	
車両置場	m	m	m ²		

(注) 変更をする箇所はアンダーラインを記入すること。

(注) 記入枠が不足する場合は、任意追加することができる。

	全て	原動機	動力伝達	走行	操縦	制動	緩衝	連結
普通自動車(大)	*	*	*	*	*	*	*	*
普通自動車(中)	*	*	*	*	*	*	*	*
普通自動車(小)	*	*	*	*	*	*	*	*
普通自動車(乗)	*	*	*	*	*	*	*	*
大型特殊自動車	*	*	*	*	*	*	*	*
小型四輪自動車	*	*	*	*	*	*	*	*
小型三輪自動車	*	*	*	*	*	*	*	*
小型二輪自動車	*	*	*	*	*	*	*	*
軽自動車	*	*	*	*	*	*	*	*

業務の範囲の限定	*	軽油を燃料とする原動機を除く
	*	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする原動機を除く
	*	カタピラ付大型特殊自動車に限る

② 旧事業者の氏名又は名称及び住所

(ふりがな)	()
事業者の氏名又は名称	
事業者の住所	

③ 旧事業場名称及び所在地

(ふりがな)	()
事業場名称	
事業場所在地	

④ 作業場等の規模

屋内作業場等	間口(m)	奥行(m)	面積(m ²)	天井高さ(m)	床面状況
車両整備作業場	m	m	m ²	m	
部品整備作業場			m ²	m	
点検作業場	m	m	m ²	m	
車両置場	m	m	m ²		

事業場平面図

事業場の名称

(例：レイアウト、寸法、縮尺、方位等を記入)

⑤ 役員

(法人) 私連(役員)は、道路運送車両法第80条第1項第2号に該当しないことを宣誓します。

宣誓者役職名() 印

新任役員		辞任した役員	
役員氏名	役職名	役員氏名	役職名

⑥ 関係する事業場

認証番号	事業場名称

6-①役員の変更（現在の役員及び辞任した役員）

現在の役員及び就任年月日	
役員氏名	役職名（年 月 日）
	（年 月 日）
	（年 月 日）
	（年 月 日）
	（年 月 日）
	（年 月 日）
	（年 月 日）
	（年 月 日）
	（年 月 日）

（注）記載枠が不足する場合は任意追加することができる。

辞任した役員及び辞任年月日	
役員氏名	役職名（年 月 日）
	（年 月 日）
	（年 月 日）
	（年 月 日）
	（年 月 日）
	（年 月 日）
	（年 月 日）
	（年 月 日）
	（年 月 日）

（注）記載枠が不足する場合は任意追加することができる。

6-②役員の変更に係る事業場

認証番号	事業場の名称	認証番号	事業場の名称

（注）記載枠が不足する場合は任意追加することができる。

備考	
----	--

第3号様式

第3号様式

認証番号	
認証年月日	年 月 日

自動車分解整備事業の廃止届出書

北陸信越運輸局長 殿

年 月 日

道路運送車両法の規定により別添書面を添えて届出します。

(ふりがな) 届出者の氏名又は名称	印
届出者の住所	
電話番号	
(ふりがな) 事業場の名称	
事業場の所在地	
認証番号	

(注) 届出者の氏名又は名称について押印を省略することができる。

1 廃止年月日、自動車分解整備事業の種類、廃止時の工具数、廃止理由						
廃止年月日	年 月 日					
自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業					
	小型自動車分解整備事業					
	軽自動車分解整備事業					
廃止時の工具数	人					
廃止理由	<input type="checkbox"/>	経営不振	<input type="checkbox"/>	倒産	<input type="checkbox"/>	工具不足
	<input type="checkbox"/>	事業合理化	<input type="checkbox"/>	移転・立退き	<input type="checkbox"/>	転業
	<input type="checkbox"/>	合併	<input type="checkbox"/>	協業組合への参加	<input type="checkbox"/>	後継者難
	<input type="checkbox"/>	自己都合	<input type="checkbox"/> その他()			

(注) □枠内の該当するものに○を記入すること。

2 廃止に伴って辞任した整備主任者の氏名		
氏名	氏名	氏名

(注) 記載枠が不足する場合は任意追加することができる。

備考	
----	--

第3号様式

番 号

認 証 書

事業者名

道路運送車両法第80条の規定により下記のとおり自動車分解整備事業を認証する。

記

- 1 認証番号
- 2 事業場の名称
- 3 事業場の所在地
- 4 自動車分解整備事業の種類
- 5 対象とする自動車の種類
- 6 対象とする装置の種類
- 7 業務範囲の限定
- 8 最初に認証した年月日

平成 年 月 日

北陸信越運輸局長名

印

(日本工業規格 A 列 4 番)

第4号様式

第4号様式

認証番号	
認証年月日	年 月 日

整備主任者（選任・変更）の届出書

運輸支局長 殿

年 月 日

道路運送車両法等の規定により別添書面を添えて（選任・変更）します。

(注) 選任にあつては「選任」、変更にあつては「変更」の文字に○を記入すること。

(ふりがな) 届出者の氏名又は名称	印
届出者の住所	
電話番号	
(ふりがな) 事業場の名称	
事業場の所在地	
電話番号	
認証番号	

(注) 届出者の氏名又は名称について押印を省略することができる。

1 新たに選任した整備主任者

氏名	生年月日	統括管理業務開始日	整備士合格証書番号
	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	

(注) 記載枠が不足する場合は任意追加することができる。

2 辞任した整備主任者

氏名	辞任年月日	氏名	辞任年月日
	年 月 日		年 月 日
	年 月 日		年 月 日

(注) 記載枠が不足する場合は任意追加することができる。

3 既に選任されている整備主任者

氏名	統括管理業務開始日	氏名	統括管理業務開始日
	年 月 日		年 月 日
	年 月 日		年 月 日
	年 月 日		年 月 日
	年 月 日		年 月 日

(注) 記載枠が不足する場合は任意追加することができる。

備考	
----	--

第4号様式

第4号様式

認証番号	
認証年月日	年 月 日

自動車分解整備事業の廃止届出書

北陸信越運輸局長 殿

年 月 日

道路運送車両法の規定により別添書面を添えて自動車分解整備事業の廃止届出をします。

(ふりがな) 届出者の氏名又は名称	()	印
郵便番号		
届出者の住所		
電話番号		
(ふりがな) 事業場の名称	()	
事業場の所在地		

廃止年月日・廃止理由

廃止年月日	年 月 日
廃止理由	経営不振・倒産・工具不足・事業合理化・移転立退き・転業・合併・協業組合への参加・後継者難・自己都合・取捨・その他 ()

廃止に伴って解任した整備主任者の氏名

第5号様式

第5号様式

役員の変更届出書

北陸信越運輸局長 殿

年 月 日

道路運送車両法等の規定により別添書面を添えて届出します。

(ふりがな) 届出者の氏名又は名称	印
届出者の住所	
電話番号	

(注) 役員の変更以外の届出の場合は、自動車分解整備事業の変更（届出・申請）書(第2号様式)を使用すること。
(注) 届出者の氏名又は名称について押印を省略することができる。

1 役員の変更〔現在の役員及び辞任した役員〕

現在の役員及び就任年月日	
役員氏名	役職名 (年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)

(注) 記載欄が不足する場合は任意追加することができる。

辞任した役員及び辞任年月日	
役員氏名	役職名 (年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)

(注) 記載欄が不足する場合は任意追加することができる。

第5号様式

第5号様式

届出番号	
届出年月日	年 月 日

整備主任者（選任・変更）届出書

運輸支局長 殿

年 月 日

道路運送車両法施行規則第62条の2の規定により別添書面を添えて整備主任者の選任(変更)届出をします。

(ふりがな) 届出者の氏名又は名称	()	印
郵便番号		
届出者の住所		
電話番号		
(ふりがな) 事業場の名称	()	
郵便番号		
事業場の所在地		
電話番号		

整備主任者氏名	生年月日	業務開始日	整備士合格証書番号
	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	

解任した整備主任者氏名	整備主任者を解任した日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日

2 役員の変更に係る事業場

認証番号	事業場の名称	認証番号	事業場の名称

(注)記載欄が不足する場合は任意追加することができる。

3 宣誓書

私 私達（役員）は、道路運送車両法第80条第1項第2号に該当しないことを宣誓します。 宣誓者 印

(注)個人事業者にあつては「私」、法人企業にあつては「私達（役員）」の文字に○を記入すること。

(注)法人企業が宣誓する場合は、宣誓者の役職名についても記入すること。

備考	
----	--

第 6 号様式

番 号

認 証 書

事業者名

道路運送車両法第 80 条の規定により下記のとおり自動車分解整備事業を認証する。

記

- 1 認証番号
- 2 事業場の名称
- 3 事業場の所在地
- 4 自動車分解整備事業の種類
- 5 対象とする自動車の種類
- 6 対象とする装置の種類
- 7 業務範囲の限定
- 8 最初に認証した年月日

平成 年 月 日

北陸信越運輸局長名 印

(日本工業規格 A 列 4 番)

第 6 号様式

自動車分解整備事業の証明願

北陸信越運輸局長 殿

年 月 日

(願出人)

氏名又は名称 _____ 印

住 所 _____

下記のとおり相違ないことを証明願います。

認 証 番 号	認 証 番 号	認 証 年 月 日
認 証 年 月 日		年 月 日
事業者の氏名又は 名 称 ・ 住 所		
事 業 場 の 名 称 ・ 所 在 地		
事 業 の 種 類	普通自動車 ・ 小型自動車 ・ 軽自動車	
対象自動車の種類	普大 [原動機・動力伝達・走行・操縦・制動・緩衝・連結] 小四 [原動機・動力伝達・走行・操縦・制動・緩衝・連結] 普中 [原動機・動力伝達・走行・操縦・制動・緩衝・連結] 小三 [原動機・動力伝達・走行・操縦・制動・緩衝・連結]	
対 象 と す る 装 置 の 種 類	普小 [原動機・動力伝達・走行・操縦・制動・緩衝・連結] 小二 [原動機・動力伝達・走行・操縦・制動・緩衝・連結] 大特 [原動機・動力伝達・走行・操縦・制動・緩衝・連結] 軽 [原動機・動力伝達・走行・操縦・制動・緩衝・連結]	
業務範囲の限定		
認 証 の 条 件		

(注) 氏名を記載し押印することに代えて、署名(自署)することができる。

第 号

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

北陸信越運輸局長 印

(日本工業規格 A 列 4 番)

第7号様式

自動車分解整備事業の証明願

北陸信越運輸局長 殿

年 月 日

(願出人)

氏名又は名称 _____ 印

住 所 _____

下記のとおり相違ないことを証明願います。

認 証 番 号	認 証 番 号	認 証 年 月 日
認 証 年 月 日		年 月 日
事業者の氏名又は 名 称 ・ 住 所		
事 業 場 の 名 称 ・ 所 在 地		
事 業 の 種 類	普通自動車 ・ 小型自動車 ・ 軽自動車	
対象自動車の種類	普大 [原動機・動力伝達・走行・操縦・制動・緩衝・連結] 小四 [原動機・動力伝達・走行・操縦・制動・緩衝・連結]	
対 象 と す る	普中 [原動機・動力伝達・走行・操縦・制動・緩衝・連結] 小三 [原動機・動力伝達・走行・操縦・制動・緩衝・連結]	
装 置 の 種 類	普小 [原動機・動力伝達・走行・操縦・制動・緩衝・連結] 小二 [原動機・動力伝達・走行・操縦・制動・緩衝・連結]	
業務範囲の限定	大特 [原動機・動力伝達・走行・操縦・制動・緩衝・連結] 軽 [原動機・動力伝達・走行・操縦・制動・緩衝・連結]	
認 証 の 条 件		

(注) 氏名を記載し押印することに代えて、署名(自署)することができる。

第 号

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

北陸信越運輸局長 印

(日本工業規格A列4番)

別添「指定自動車整備事業事務取扱要領」の一部改正（新旧対照表）

新	旧
指定自動車整備事業事務取扱要領	指定自動車整備事業事務取扱要領
達第40号	達第40号
平成14年8月20日	平成14年8月20日
改正 達第12号	改正 達第12号
平成18年3月31日	平成18年3月31日
改正 達第20号	改正 達第20号
平成19年3月30日	平成19年3月30日
改正 達第13号	改正 達第13号
平成19年8月 8日	平成19年8月 8日
改正 達第 1号	改正 達第 1号
平成20年5月 7日	平成20年5月 7日
改正 達第 2号	改正 達第 2号
平成23年4月14日	平成23年4月14日
改正 達第 2号	改正 達第 2号
平成26年7月29日	平成26年7月29日
<u>改正 達第 2号</u>	
<u>平成31年4月5日</u>	
第1条（略）	第1条（略）
（指定の申請）	（指定の申請）
第2条 指定規則第1条第1項に規定する指定申請書は、第1号様式によるものとする。	第2条 指定規則第1条第1項に規定する指定申請書は、第1号様式によるものとする。
2 （略）	2 （略）

3 法第94条の2第3項及び指定規則第3条の規定に基づき共同使用の用に供される自動車の検査の設備（以下「共用設備」という。）を使用することとなる申請にあっては、第1号様式内の共用設備の共同使用に関する事項（検査施設の共同使用、共用設備事業場の最近3ヶ月間における月平均の車種別整備実績及び共同使用の自動車検査用機械器具設備とする。）について記載するものとする。

4 申請の際の手数料は、第5号様式の納付書に貼付するものとする。

第3条～第5条 （略）

（追加等申請）

第6条 指定整備事業者が、対象とする自動車の種類の変更並びに業務の範囲の限定又は解除を受けようとする追加等の申請は、第2号様式によるものとする。

2 （略）

（指定書の交付）

第7条 運輸局長は、指定整備事業の指定（対象とする自動車の種類の変更並びに業務の範囲の限定又は解除を含む。）をしたときは、指定書を申請者に交付するものとする。

2 前項の規定による指定書の様式は、第6号様式によるものとする。

3、4 （略）

（指定整備事業の変更届等）

第8条 指定整備事業者は、指定規則第11条に規定する事項のほか、次に

3 法第94条の2第3項及び指定規則第3条の規定に基づき共同使用の用に供される自動車の検査の設備（以下「共用設備」という。）を使用することとなる申請にあっては、第1号様式内の共用設備の共同使用に関する事項（検査施設の共同使用、当該共用設備までの自動車による所要時間、共用設備事業場の最近3ヶ月間における月平均の車種別整備実績、当該設備の共同使用に係る者の氏名又は名称及び最近3ヶ月間における月平均の自動車検査に係る整備実績及び共用自動車検査用機械器具設備の欄とする。）について記載するものとする。

4 申請の際の手数料は、第2号様式の納付書に貼付するものとする。

第3条～第5条 （略）

（追加等申請）

第6条 指定整備事業者が、対象とする自動車の種類の変更並びに業務の範囲の限定又は解除を受けようとする追加等の申請は、第4号様式によるものとする。

2 （略）

（指定書の交付）

第7条 運輸局長は、指定整備事業の指定（対象とする自動車の種類の変更並びに業務の範囲の限定又は解除を含む。）をしたときは、指定書を申請者に交付するものとする。

2 前項の規定による指定書の様式は、第3号様式によるものとする。

3、4 （略）

（指定整備事業の変更届等）

第8条 指定整備事業者は、指定規則第11条に規定する事項のほか、次に

掲げる事項について変更等が生じたときは、第2号様式により運輸局長に届け出るものとする。

2 (略)

(指定整備事業の廃止届)

第9条 法第94条の9において準用する法第81条第2項に規定する事業を廃止したときは、第3号様式により運輸局長に届け出るものとする。

第10条 (略)

(自動車検査員の選任及び変更の届出)

第11条 法第94条の4第3項及び指定規則第5条第3項の規定による届出は、第4号様式によるものとする。

2～4 (略)

5 選任する自動車検査員が他の事業場の自動車検査員として兼任する場合には、第4号様式内の兼任に係る事項を記載するものとする。

第12条 (略)

附 則

1 本達は、平成14年9月1日から施行する。

2 本達の施行に伴い、平成14年7月1日付け達第3号「指定自動車整備事業関係事務取扱要領」は廃止する。

3 申請及び届出に係る様式は、当分の間、従前の様式を使用することができる。

附 則

1 本達は、平成18年4月1日から施行する。

掲げる事項について変更等が生じたときは、第4号様式により運輸局長に届け出るものとする。

2 (略)

(指定整備事業の廃止届)

第9条 法第94条の9において準用する法第81条第2項に規定する事業を廃止したときは、第5号様式により運輸局長に届け出るものとする。

第10条 (略)

(自動車検査員の選任及び変更の届出)

第11条 法第94条の4第3項及び指定規則第5条第3項の規定による届出は、第6号様式によるものとする。

2～4 (略)

5 選任する自動車検査員が他の事業場の自動車検査員として兼任する場合には、第6号様式内の兼任に係る事項を記載するものとする。

第12条 (略)

2 申請及び届出に係る様式は、当分の間、従前の様式を使用することができる。

附 則

1 本達は、平成19年4月1日から施行する。

2 申請及び届出に係る様式は、当分の間、従前の様式を使用することができる。

附 則

1 本達は、平成19年8月8日から施行する。

2 申請及び届出に係る様式は、当分の間、従前の様式を使用することができる。

附 則

本達は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

本達は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

1 本達は、平成26年7月29日から施行する。

2 申請及び届出に係る様式は、当分の間、従前の様式を使用することができる。

附 則

1 本達は、平成31年4月5日から施行する。

2 申請及び届出に係る様式は、当分の間、従前の様式を使用することができる。

第1号様式

第1号様式

指定番号	
指定年月日	年 月 日

指定自動車整備事業の指定新規申請書

北陸信越運輸局長 殿

年 月 日

道路運送車両法の規定により別添書面を添えて申請します。

(ふりがな) 申請者の氏名又は名称	印
申請者の住所	
電話番号	
(ふりがな) 事業場の名称	
事業場の所在地	
電話番号	

(注) 申請者の氏名又は名称を記名し押印することに代えて署名(自署)することができる。
(注) 検査施設の共同使用(6-①～5-③)について、該当がないときは、表及び項目を省略することができる。

対象自動車の種類 (□枠内の該当するものに○を記入)		普通自動車 (大型)		小型四輪自動車
		普通自動車 (中型)		小型三輪自動車
		普通自動車 (小型)		小型二輪自動車
		普通自動車 (乗用)		軽自動車
		大型特殊自動車		
業務の範囲の限定 (□枠内の該当するものに○を記入)		軽油を燃料とする自動車を除く		
		ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車を除く		
		カタピラ付大型特殊自動車に限る		

◆自動車分解整備事業関係

認証番号				
自動車分解整備事業の種類 (対象の種類に年月日を記入する)	普通自動車分解整備事業	認証年月日	年 月 日	
	小型自動車分解整備事業	認証年月日	年 月 日	
	軽自動車分解整備事業	認証年月日	年 月 日	
自動車の種類及び装置の種類 (該当するものを○で囲む)	普通(大型)	全部・部分 [原動走 操制 緩速]	小型四輪	全部・部分 [原動走 操制 緩速]
	普通(中型)	全部・部分 [原動走 操制 緩速]	小型三輪	全部・部分 [原動走 操制 緩速]
	普通(小型)	全部・部分 [原動走 操制 緩速]	小型二輪	全部・部分 [原動走 操制 緩速]
	普通(乗用)	全部・部分 [原動走 操制 緩速]	軽	全部・部分 [原動走 操制 緩速]
	大特	全部・部分 [原動走 操制 緩速]		
業務の範囲の限定 (□枠内の該当するものに○を記入)		軽油を燃料とする原動機を除く		
		ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする原動機を除く		
		カタピラ付大型特殊自動車に限る		

第1号様式

第1号様式

指定番号	
指定年月日	年 月 日

指定自動車整備事業の新規指定申請書

北陸信越運輸局長 殿

年 月 日

道路運送車両法の規定により別紙書面を添えて指定自動車整備事業の指定を申請します。

(ふりがな) 申請者の氏名又は名称	()
郵便番号	印
申請者の住所	
電話番号	
(ふりがな) 事業場の名称	()
郵便番号	
事業場の所在地	
電話番号	

(注) 申請者の氏名又は名称 (氏名を記載し押印することに代えて、署名(自署) することができる。)

(注) 以下、「*」印欄には、該当する事項に「○」を付すこと。

対象とする自動車の種類	*	普通自動車 (大)
	*	普通自動車 (中)
	*	普通自動車 (小)
	*	普通自動車 (乗)
	*	大型特殊自動車
	*	小型四輪自動車
	*	小型三輪自動車
	*	小型二輪自動車
	*	軽自動車

業務の範囲の限定	*	軽油を燃料とする原動機を除く
	*	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする原動機を除く
	*	カタピラ付大型特殊自動車に限る

◆優良自動車整備事業者関係

認定番号				
認定の種類 (□枠内の該当するものに○を記入)	一種整備工場		二種整備工場	
	特殊整備工場			
	車体一種		車体二種	原動機
	電気装置		タイヤ	

◆実施している整備作業の範囲

実施している整備作業の範囲	
---------------	--

◆事業場管理責任者の氏名及び略歴

事業場管理責任者の氏名		
略歴	整備実務年数	年
	事業場管理責任者としての実務年数	年
	職階	

◆主任技術者の氏名及び略歴

主任技術者の氏名		
略歴	整備実務年数	年
	主任技術者としての実務年数	年
	職階	

◆工員の構成

工員等の作業別	合計 (工員数)	整備士数			整備士以外の 工員数
		一級	二級	三級	
自動車工(検査)	人	人	人	人	人
自動車工(整備)	人	人	人	人	人
その他(板金工等)	人	人	人	人	人

◆宣誓書

私 私達(役員)	は、道路運送車両法第94条の2第2項において準用する同法第80条第1項第2号ロからニまでに該当しないことを宣誓します。
宣誓者	印

(注)個人事業者にあつては「私」、法人企業にあつては「私達(役員)」の文字に○を記載すること。

(注)宣誓者の氏名を記名し押印することに代えて署名(自署)することができる。

◆屋内作業場等の面積

屋内現車作業場	m ²	車両置場	m ²
その他の作業場	m ²	完成検査場	m ²

(注)記載枠が不足する場合は任意追加することができる。

○自動車分解整備事業者関係

認 証 番 号	
---------	--

*	普通自動車分解整備事業	認 証 年 月 日	年 月 日
*	小型自動車分解整備事業	認 証 年 月 日	年 月 日
*	軽自動車分解整備事業	認 証 年 月 日	年 月 日

	全て	原動機	動力達	走行	操縦	制動	緩衝	連結
普通自動車(大)	*	*	*	*	*	*	*	*
普通自動車(中)	*	*	*	*	*	*	*	*
普通自動車(小)	*	*	*	*	*	*	*	*
普通自動車(乗)	*	*	*	*	*	*	*	*
大型特殊自動車	*	*	*	*	*	*	*	*
小型四輪自動車	*	*	*	*	*	*	*	*
小型三輪自動車	*	*	*	*	*	*	*	*
小型二輪自動車	*	*	*	*	*	*	*	*
軽自動車	*	*	*	*	*	*	*	*

業 務 の 範 囲 の 限 定	*	軽油を燃料とする原動機を除く
	*	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする原動機を除く
	*	カタピラ付大型特殊自動車に限る

○優良自動車整備事業者関係

認 定 番 号	
---------	--

※優良自動車整備事業者の認定を受けている場合に記載すること。

認 定 の 種 類	一種整備工場	*
	二種整備工場	*
	特殊整備工場	*

※優良自動車整備事業者の認定を受けている場合に記載すること。

○実施している整備作業の範囲

実施している整備作業の範囲	
---------------	--

◆機械・工具及び計器類

項目	数	能力
オイル・バケットポンプ		
ホイール・バランス		
フリー・ローラ		
ラジエータ・キャップ・テスト		
電子計測機器		
検車装置		

(注)記載枠が不足する場合は任意追加することができる。

◆自動車検査機械設備

項目	数	型式	能力	備付年月日
ホイール・アライメント・テスト				年 年 日
サイドスリップ・テスト				年 月 日
ブレーキ・テスト				年 月 日
前照灯試験機				年 月 日
音量計				年 月 日
騒音計				年 月 日
速度計試験機				年 月 日
一酸化炭素測定器				年 月 日
炭化水素測定器				年 月 日
黒煙測定器				年 月 日
オプシメータ				年 月 日

(注) □枠内の該当するものに○を記入すること。

(注)記載枠が不足する場合は任意追加することができる。

◆車検実績 [年 月 日～ 年 月 日]

車検実施年月	車検持込台数	合格台数	再検査台数	備考
年 月	台	台	台	
年 月	台	台	台	
年 月	台	台	台	
年 月	台	台	台	
年 月	台	台	台	
年 月	台	台	台	
年 月	台	台	台	
計	台	台	台	

◆最近3ヶ月間における月平均の車種別整備実績 [年 月 日～ 年 月 日]

車種別	車検整備	定期点検整備	その他の整備	車種別	車検整備	定期点検整備	その他の整備
普通(大型)	台	台	台	小型四輪			
普通(中型)	台	台	台	小型三輪			
普通(小型)	台	台	台	小型二輪			
普通(乗用)	台	台	台	軽			
大型特殊	台	台	台	計			

○宣誓書(氏名を記載し押印することに代えて、署名(自署)することができる。)

私は道路運送車両法第94条の2第2項において準用する同法第80条第1項第2号ロからニまでに該当しないことを宣誓します。(個人)

宣誓者(申請者)	印
----------	---

私達(役員)は道路運送車両法第94条の2第2項において準用する同法第80条第1項第2号ロからニまでに該当しないことを宣誓します。(法人)

代表 役職名 宣誓者()	印		
役員氏名	役職名	役員氏名	役職名

○ 事業場管理責任者の氏名及び略歴

氏 名		
略 歴	整備実務年数	年
	事業場管理責任者としての実務年数	年
	職制	

○ 主任技術者の氏名及び略歴

氏 名		
略 歴	整備実務年数	年
	主任技術者としての実務年数	年
	職制	

○ 工員の構成及び技能程度

整備要員数	工員(自動車工)	工員内の整備士数		
		一 級	二 級	三 級
	人	人	人	人

◆検査施設の共同使用

共用設備事業場	事業場の名称	
	所在地	
	管理責任者の氏名	
当該共用設備までの自動車による所要時間		分

◆共用設備事業場の最近3ヶ月間における月平均の車種別整備実績
[年 月 日～ 年 月 日]

車種別	車検整備	定期点検整備	その他の整備	車種別	車検整備	定期点検整備	その他の整備
普通(大型)	台	台	台	小型四輪			
普通(中型)	台	台	台	小型三輪			
普通(小型)	台	台	台	小型二輪			
普通(乗用)	台	台	台	軽			
大型特殊	台	台	台	計			

◆共同使用の自動車検査用機械器具設備

検査機器の名称	数	型 式	能 力	備付年月日
ホイール・アライメント・テスト				年 年 日
サイドスリップ・テスト				年 年 日
ブレーキ・テスト				年 年 日
前照灯試験機				年 年 日
音量計				年 年 日
騒音計				年 年 日
速度計試験機				年 年 日
一酸化炭素測定器				年 年 日
炭化水素測定器				年 年 日
黒煙測定器				年 年 日
オバシメータ				年 年 日

(注) □枠内の該当するものに○を記入すること。
(注) 記載枠が不足する場合は任意追加することができる。

○ 作業場等

屋内現車作業場 (面積)	m ²	車両置場 (面積)	m ²
その他の作業場 (面積)	m ²	完成検査場 (面積)	m ²

	項 目	数	能 力
機械・工具 及び 計 器 類	オイル・バケット・ポンプ		
	ホイール・バランサ		
	ラジエータ・キャップ・テスト		
	検車装置		

検査用機械器具の名称	数	型 式	能 力	備付年月日
ホイール・アライメント・テスト 又はサイドスリップ・テスト				年 月 日
ブレーキ・テスト				年 月 日
前照灯試験機				年 月 日
音量計・騒音計				年 月 日
速度計試験機				年 月 日
一酸化炭素測定器				年 月 日
炭化水素測定器				年 月 日
黒煙測定器				年 月 日
オバシメータ				年 月 日

○ 自動車検査実績 (年 月 日～ 年 月 日)

年 月	持込台数	合格台数	再検査台数
年 月	台	台	台
年 月	台	台	台
年 月	台	台	台
年 月	台	台	台
年 月	台	台	台
年 月	台	台	台
計	台	台	台

○ 最近3ヶ月間における月平均の車種別整備実績
(年 月 日～ 年 月 日)

整備台数	車種別	自動車検査に係る整備	定期点検整備	その他の整備
	普通自動車(大)	台	台	台
普通自動車(中)	台	台	台	
普通自動車(小)	台	台	台	
普通自動車(乗)	台	台	台	
大型特殊自動車	台	台	台	
小型四輪自動車	台	台	台	
小型三輪自動車	台	台	台	
小型二輪自動車	台	台	台	
軽自動車	台	台	台	
計	台	台	台	

○ 検査施設の共同使用

共用設備 事業場	氏名又は名称	
	所在地	
	管理責任者氏名	

当該共用設備までの自動車による所要時間	分
---------------------	---

○ 共用設備事業場の最近3ヶ月間における月平均の車種別整備実績

(年 月 日～ 年 月 日)

整備台数	車種別	自動車検査に係る整備	定期点検整備	その他の整備
	普通自動車(大)	台	台	台
	普通自動車(中)	台	台	台
	普通自動車(小)	台	台	台
	普通自動車(乗)	台	台	台
	大型特殊自動車	台	台	台
	小型四輪自動車	台	台	台
	小型三輪自動車	台	台	台
	軽自動車	台	台	台
	計	台	台	台

○ 当該設備の共同使用に係る者の氏名又は名称及び3ヶ月間における月平均の自動車検査に係る整備実績 (年 月 日～ 年 月 日)

氏名又は名称			
車種別	自動車検査に係る整備	車種別	自動車検査に係る整備
普通自動車(大)	台	小型四輪自動車	台
普通自動車(中)	台	小型三輪自動車	台
普通自動車(小)	台	小型二輪自動車	台
普通自動車(乗)	台	軽自動車	台
大型特殊自動車	台	計	台

○ 共用自動車検査用機械器具設備

機械器具の名称	数	型式
ホイール・アライメント・テスト 又はサイドスリップ・テスト		
ブレーキ・テスト		
前照灯試験機		
音量計・騒音計		
速度計試験機		
一酸化炭素測定器		
炭化水素測定器		
黒煙測定器		
オパシメータ		

第2号様式

第2号様式

指定番号	
指定年月日	年 月 日

指定自動車整備事業の変更（届出・申請）書

北陸信越運輸局長 殿

年 月 日

指定自動車整備事業規則の規定により別添書面を添えて（届出・申請）します。

（注）届出にあつては「届出」、申請にあつては「申請」の文字に○を記載すること。

（ふりがな） 届出者 申請者の氏名又は名称	印
届出者 申請者の住所	
電話番号	
（ふりがな） 事業場の名称	
事業場の所在地	
電話番号	

（注）届出者、申請者の氏名又は名称について、届出にあつては氏名又は名称を記名し押印を省略することができる。申請にあつては氏名又は名称を記名し押印することに代えて署名（自署）することができる。

（注）検査施設の共同使用（5-①～5-③）について、該当がないときは、表及び項目を省略することができる。

届出・申請の変更内容	変更した年月日	年 月 日
屋内作業場の位置又は面積	対象とする自動車の種類	【変更申請】
自動車検査用機械器具設備	業務の範囲の限定	【変更申請】
自動車検査用機械器具設備（共用設備）		

（注）□枠内の該当するものに○を記入すること。

1 対象とする自動車の種類の変更

対象の自動車の種類	<input type="checkbox"/>	普通自動車（大型）	<input type="checkbox"/>	小型四輪自動車
	<input type="checkbox"/>	普通自動車（中型）	<input type="checkbox"/>	小型三輪自動車
	<input type="checkbox"/>	普通自動車（小型）	<input type="checkbox"/>	小型二輪自動車
	<input type="checkbox"/>	普通自動車（乗用）	<input type="checkbox"/>	軽自動車
	<input type="checkbox"/>	大型特殊自動車	<input type="checkbox"/>	

（注）□枠内の該当するものに、追加をするものは○、廃止をするものは×、変更がないものは○を記入すること。

2 業務の範囲の限定（指定）の変更

業務の範囲の限定	<input type="checkbox"/>	軽油を燃料とする自動車を除く
	<input type="checkbox"/>	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車を除く
	<input type="checkbox"/>	カタピラ付大型特殊自動車に限る

（注）□枠内の該当するものに、限定の申請をするものは○、限定の解除をするものは×、変更がないものは○を記入すること。

3 屋内作業場等の面積の変更

屋内現車作業場	㎡	車両置場	㎡
その他の作業場	㎡	完成検査場	㎡

（注）対象とする自動車の種類を追加する場合にも記入する。

（注）記載枠が不足する場合は任意追加することができる。

第2号様式

手数料納付書

申請者	氏名又は名称	
	住所	
事業場	名称	
	所在地	
納付金額 円		
（自動車検査登録印紙納付欄）		

（注）印紙は剥離しないよう確実に貼付すること。

（日本工業規格A列4番）

4 自動車検査用機械器具設備の変更

検査機器の名称	数	型 式	能 力	備付年月日
ホイール・アライメント・テスト				年 年 日
サイドスリップ・テスト				年 年 日
ブレーキ・テスト				年 年 日
前照灯試験機				年 年 日
音量計				年 年 日
騒音計				年 年 日
速度計試験機				年 年 日
一酸化炭素測定器				年 年 日
炭化水素測定器				年 年 日
黒煙測定器				年 年 日
オゾンメータ				年 年 日

(注) □格内の該当するものに○を記入すること。

(注) 記載枠が不足する場合は任意追加することができる。

5-① 検査施設の共同使用

共用設備事業場	事業場の名称	
	所在地	
	管理責任者の氏名	
当該共用設備までの自動車による所要時間		分

5-② 共用設備事業場の最近3ヶ月間における月平均の車種別整備実績

[年 月 日～ 年 月 日]

車種別	車検整備	定期点検整備	その他の整備	車種別	車検整備	定期点検整備	その他の整備
普通(大型)	台	台	台	小型四輪			
普通(中型)	台	台	台	小型三輪			
普通(小型)	台	台	台	小型二輪			
普通(乗用)	台	台	台	軽			
大型特殊	台	台	台	計			

5-③ 共用設備事業場の自動車検査用機械器具設備

検査機器の名称	数	型 式	能 力	備付年月日
ホイール・アライメント・テスト				年 年 日
サイドスリップ・テスト				年 年 日
ブレーキ・テスト				年 年 日
前照灯試験機				年 年 日
音量計				年 年 日
騒音計				年 年 日
速度計試験機				年 年 日
一酸化炭素測定器				年 年 日
炭化水素測定器				年 年 日
黒煙測定器				年 年 日
オバシメータ				年 年 日

(注) □格内の該当するものに○を記入すること。

(注) 記載枠が不足する場合は任意追加することができる。

備考	
----	--

第3号様式

第3号様式

指定番号	
指定年月日	年 月 日

指定自動車整備事業の廃止届出書

北陸信越運輸局長 殿

年 月 日

道路運送車両法の規定により別添書面を添えて届出します。

(ふりがな) 届出者の氏名又は名称	印
届出者の住所	
電話番号	
(ふりがな) 事業場の名称	
事業場の所在地	
指定番号	

(注)届出者の氏名又は名称について押印を省略することができる。

1 廃止年月日、廃止時の工員数、廃止理由

廃止年月日	年 月 日		
廃止時の工員数	人		
廃止理由 (該当するものに○を記入)	認証廃業	工員不足	経営不振
	需要先行き不安	協業協同組合参加	事業合理化集約化
	その他 ()		

2 廃止に伴って辞任した自動車検査員の氏名

氏名	氏名	氏名

(注)記載件が不足する場合は任意追加することができる。

備考	
----	--

第3号様式

番 号

指 定 書

事業者名

道路運送車両法第94条の2の規定により下記のとおり指定自動車整備事業の指定をする。

記

- 1 指定番号
- 2 事業場の名称
- 3 事業場の所在地
- 4 対象とする自動車の種類
- 5 業務範囲の限定
- 6 指定の条件
- 7 最初に指定した年月日

平成 年 月 日

北陸信越運輸局長名

印

(日本工業規格A列4番)

第4号様式

第4号様式

指定番号	
指定年月日	年 月 日

自動車検査員（選任・変更）届出書

北陸信越運輸局長 殿

年 月 日

道路運送車両法等の規定により別添書面を添えて（選任・変更）します。

(注) 選任にあつては「選任」、変更にあつては「変更」の文字に○を記載すること。

(ふりがな) 届出者の氏名又は名称	印
届出者の住所	
電話番号	
(ふりがな) 事業場の名称	
事業場の所在地	
電話番号	

(注) 届出者の氏名又は名称について押印を省略することができる。

1 自動車検査員の選任

(ふりがな) 氏名			
生年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
教習実施運輸局			
教習修了年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
教習修了証書番号			
再教習実施運輸局			
再教習修了年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
再教習修了証書番号			
選任年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
直近の辞任年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
直近の検査員研修受講日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
兼任の有無	有・無	有・無	有・無
道路運送車両法第94条の4第5項に該当しないことを宣誓し、且つ、自動車検査員に選任されることに同意します。 (注) 氏名を記し押印することに代えて、署名（自署）することができる。	(氏名)		印
	(氏名)		印
	(氏名)		印

(注) 記載枠が不足する場合は任意追加することができる。

第4号様式

第4号様式

指定番号		認証番号
指定年月日	年 月 日	

指定自動車整備事業の変更届出（申請）書

北陸信越運輸局長 殿

年 月 日

指定自動車整備事業規則の規定により別紙書面を添えて指定自動車整備事業の変更を届出（申請）します。

(ふりがな) 届出（申請）者の氏名又は名称	()	印
郵便番号		
届出者の住所		
電話番号		
(ふりがな) 事業場の名称	()	
郵便番号		
事業場の所在地		
電話番号		

(注) 届出（申請）者の氏名又は名称（届出にあつては、押印を省略することができる。申請にあつては、氏名を記載し押印することに代えて、署名（自署）することができる。）

(注) 以下、「*」印欄には、該当する事項に「○」を付すこと。

○ 届出（申請）内容

*	対象とする自動車の種類の変更
*	業務の範囲の限定又は解除
*	屋内作業場面積の変更
*	自動車検査用機械器具設備の変更

○ 対象とする自動車の種類

対象とする自動車の種類	*	普通自動車（大）
	*	普通自動車（中）
	*	普通自動車（小）
	*	普通自動車（乗）
	*	大型特殊自動車
	*	小型四輪自動車
	*	小型三輪自動車
	*	小型二輪自動車
	*	軽自動車

2 自動車検査員の辞任

氏名	生年月日	辞任年月日
	年 月 日	年 月 日
	年 月 日	年 月 日
	年 月 日	年 月 日
	年 月 日	年 月 日
	年 月 日	年 月 日

(注)記載枠が不足する場合は任意追加することができる。

3 既に選任されている自動車検査員

氏名	生年月日	選任年月日	教習修了証書番号	兼任の有・無
	年 月 日	年 月 日		有・無
	年 月 日	年 月 日		有・無
	年 月 日	年 月 日		有・無
	年 月 日	年 月 日		有・無
	年 月 日	年 月 日		有・無
	年 月 日	年 月 日		有・無
	年 月 日	年 月 日		有・無
	年 月 日	年 月 日		有・無

(注)記載枠が不足する場合は任意追加することができる。

4-① 自動車検査員の兼任

兼任事業場	氏名			
	指定番号			
	名称			
	所在地			
	兼任に係る事業場との間の道路交通の状況	距離 所要時間	k m 分	距離 所要時間

(注)既に当該事業場に選任済み又は今回選任する自動車検査員に対して兼任事業場の追加を行う場合に記入すること。

(注)記載枠が不足する場合は任意追加することができる。

4-② 兼任事業場の最近3ヶ月間における月平均の車種別整備実績

[年 月 日～ 年 月 日]							
車種別	車検整備	定期点検整備	その他の整備	車種別	車検整備	定期点検整備	その他の整備
普通(大型)	台	台	台	小型四輪			
普通(中型)	台	台	台	小型三輪			
普通(小型)	台	台	台	小型二輪			
普通(乗用)	台	台	台	軽			
大型特殊	台	台	台	計			

備考	
----	--

○ 業務の範囲の限定(解除)

業務の範囲の限定	*	
	*	軽油を燃料とする原動機を除く
	*	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする原動機を除く
	*	カタピラ付大型特殊自動車に限る

○ 作業場等

完成検査場(面積)	m ²	その他の作業場(面積)	m ²
屋内現車作業場(面積)	m ²		

○ 自動車検査用機械器具設備

機械器具の名称	数	型式	能力	備付年月日
ホイール・アライメント・テスト又はサイドスリップ・テスト				年 月 日
ブレーキ・テスト				年 月 日
前照灯試験機				年 月 日
音量計・騒音計				年 月 日
速度計試験機				年 月 日
一酸化炭素測定器				年 月 日
炭化水素測定器				年 月 日
黒煙測定器				年 月 日
オパシメータ				年 月 日

第5号様式

手 数 料 納 付 書		
申 請 者	氏 名 又 は 名 称	
	住 所	
事 業 場	名 称	
	所 在 地	
納付金額 _____ 円		
(自動車検査登録印紙納付欄)		

(注) 印紙は剥離しないよう確実に貼付すること。

(日本工業規格A列4番)

第5号様式

第5号様式

指定番号	
指定年月日	年 月 日

指定自動車整備事業の廃止届出書

北陸信越運輸局長 殿

年 月 日

道路運送車両法の規定により指定書を添えて指定自動車整備事業の廃止届出をします。

(ふりがな) 届出者の氏名又は名称	() 印
郵便番号	
届出者の住所	
電話番号	
(ふりがな) 事業場の名称	()
郵便番号	
事業場の所在地	
電話番号	

(注)届出者の氏名又は名称(押印を省略することができる。)

廃止年月日・廃止理由

廃止年月日	年 月 日
廃止理由	認証廃業・工具不足・経営不振・需要先行き不安・協業協同組合参加・事業合理化集約化・取消・その他 ()

廃止に伴って解任した自動車検査員の氏名

第6号様式

番 号

指 定 書

事業者名

道路運送車両法第94条の2の規定により下記のとおり指定自動車整備事業の指定をする。

記

- 1 指定番号
- 2 事業場の名称
- 3 事業場の所在地
- 4 対象とする自動車の種類
- 5 業務範囲の限定
- 6 指定の条件
- 7 最初に指定した年月日

平成 年 月 日

北陸信越運輸局長名 印

(日本工業規格A列4番)

第6号様式

第6号様式

指定番号	
指定年月日	年 月 日

自動車検査員（選任・変更）届出書

北陸信越運輸局長 殿 年 月 日

道路運送車両法の規定により別紙書面を添えて自動車検査員の選任（変更）届出をします。

(ふりがな) 届出者の氏名又は名称	() 印
郵便番号	
届出者の住所	
電話番号	
(ふりがな) 事業場の名称	()
郵便番号	
事業場の所在地	
電話番号	

(注)届出者の氏名又は名称（押印を省略することができる。）

選任届出状況（総括表）

新たに選任した検査員氏名	既に選任している検査員氏名	辞任（解任）した検査員氏名

○ 自動車検査員選任 (一人目)・・・複数選任の場合は本表を追加する。

(ふりがな) 検査員氏名	() () (姓) (名)	
生年月日	年 月 日	
教習修了運輸局	運輸局	
教習修了年月日	年 月 日	
教習修了証書番号		
選任年月日	年 月 日	
道路運送車両法第94条の4第5項の者に該当しないことを宣誓し、自動車検査員の選任に同意します。		
宣誓者(検査員)		
同意年月日	年 月 日	
検査員の兼任(既に当該事業場に選任済みの自動車検査員に対して兼任事業場の追加を行う場合に記載)		
兼任事業場	指定番号	
	名称	
	所在地	
	兼任に係る事業場との 道路交通の状況	距離 km、所要時間 分
	兼任に係る事業場の工 員の数	工員 人 (兼任する事業場の内、1事業場に限り当該自動車 検査員を工員に含めることができる。ただし、1事 業場内1名のみ)

○ 兼任事業場の最近3ヶ月間における月平均の車種別整備実績
(年 月 日～ 年 月 日)

整備台数	車種別	自動車検査に係る整備	定期点検整備	その他の整備
		普通自動車(大)	台	台
	普通自動車(中)	台	台	台
	普通自動車(小)	台	台	台
	普通自動車(乗)	台	台	台
	大型特殊自動車	台	台	台
	小型四輪自動車	台	台	台
	小型三輪自動車	台	台	台
	小型二輪自動車	台	台	台
	軽自動車	台	台	台
	計	台	台	台

○自動車検査員の辞任（解任）

教習修了証書番号	自動車検査員氏名	自動車検査員を解任した日	行政処分
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	

○ 自動車検査員の届出に係る変更

(ふりがな)	()
旧届出者の氏名又は名称	
旧届出者の住所	

(ふりがな)	()
旧事業場の名称	
旧事業場の住所	

第7号様式 (略)

第7号様式 (略)

別添 「優良自動車整備事業事務取扱要領」の一部改正（新旧対照表）

新	旧
<p style="text-align: center;">優良自動車整備事業事務取扱要領</p> <p style="text-align: right;">達第 13 号 平成 18 年 3 月 31 日 改正 達第 15 号 平成 19 年 8 月 8 日 改正 達第 3 号 平成 26 年 7 月 28 日 <u>改正 達第 3 号</u> <u>平成 31 年 4 月 5 日</u></p> <p>第 1 条 （略）</p> <p>（認定の申請）</p> <p>第 2 条 法第 9 4 条第 1 項に規定する優良自動車整備事業者の認定（以下「認定」という。）申請は、<u>第 1 号様式</u>（以下「申請書」という。）によるものとし、次に掲げる書面を添付するものとする。<u>なお、第 1 号様式の「整備用・検査用機械器具設備」欄については、認定を受けようとする種類又は作業区分に応じた記載とする。</u></p> <p>ただし、優良自動車整備事業において、新たに認定を取得しようとする場合であって、設備、技術及び管理組織（事業場管理責任者及び主任技術者）に変更がない相続、譲渡等により事業を継承する場合における申請にあつて</p>	<p style="text-align: center;">優良自動車整備事業事務取扱要領</p> <p style="text-align: right;">達第 13 号 平成 18 年 3 月 31 日 改正 達第 15 号 平成 19 年 8 月 8 日 改正 達第 3 号 平成 26 年 7 月 28 日</p> <p>第 1 条 （略）</p> <p>（認定の申請）</p> <p>第 2 条 法第 9 4 条第 1 項に規定する優良自動車整備事業者の認定（以下「認定」という。）申請は、<u>認定規則第 1 号様式</u>（以下「申請書」という。）によるものとし、次に掲げる書面を添付するものとする。</p> <p>ただし、優良自動車整備事業において、新たに認定を取得しようとする場合であって、設備、技術及び管理組織（事業場管理責任者及び主任技術者）に変更がない相続、譲渡等により事業を継承する場合における申請にあつて</p>

は、第1号様式の「整備用・検査用機械器具設備」欄の記載を要さず、また、添付書類については、(2)、(6)及び(7)のほか、相続、譲渡等の事実を証する書面を添付することで差し支えないものとする。

(1)、(2) (略)

(削除)

(3) 事業場平面図

(4) 作業工程図（事業場平面図に記載しても差し支えない。）

(5) 設備・機器配置図（事業場平面図に記載しても差し支えない。）

(削除)

(6) 貸借対照表及び損益計算書

株主総会等で配付されたものでよく、申請者が国及びこれに準ずる場合は必要としないものとする。また、次表の左欄に掲げる場合にあっては、右欄に掲げる書面でこれに代えて差し支えないものとする。

新規設立の場合（前歴がない場合）	最近6ヵ月間の仮決算書
一つの会社から整備部門が独立し、新たに会社を設立した場合	経過説明書及び事業計画書
合併した場合	同上
事業協同組合等の場合	事業計画書

(7) 事業場組織図

(削除)

第3条 (略)

(認定書の交付)

は、申請書に(2)、(8)及び(9)のほか、相続、譲渡等の事実を証する書面を添付することで差し支えないものとする。

(1)、(2) (略)

(3) 整備用及び検査用の主要な設備及び機器を記載した書面

(4) 事業場平面図

(5) 作業工程図（事業場平面図に記載しても差し支えない。）

(6) 設備・機器配置図（事業場平面図に記載しても差し支えない。）

(7) 最近3ヶ月間における月平均の車種別整備実績表

(8) 貸借対照表及び損益計算書

株主総会等で配付されたものでよく、申請者が国及びこれに準ずる場合は必要としないものとする。また、次表の左欄に掲げる場合にあっては、右欄に掲げる書面でこれに代えて差し支えないものとする。

新規設立の場合（前歴がない場合）	最近6ヵ月間の仮決算書
一つの会社から整備部門が独立し、新たに会社を設立した場合	経過説明書及び事業計画書
合併した場合	同上
事業協同組合等の場合	事業計画書

(9) 事業場組織図

(10) 最近3ヶ月間の自動車検査実績表（一種及び二種整備工場の認定申請に限る。）

第3条 (略)

(認定書の交付)

第4条 運輸局長は、認定をしたときは、認定書を申請者に交付するものとする。

2 前項に規定する認定書の様式は、第4号様式によるものとする。

3、4 (略)

(認定の変更届)

第5条 認定規則第9条に掲げる事項について変更が生じたときの届出は、第2号様式 (以下「変更届出書」という。) によるものとし、次に掲げる書面を添付するものとする。

ただし、変更届出書の「整備用・検査用機械器具設備」欄については、認定を受けている種類又は作業区分に応じた記載とする。

また、自動車分解整備事業の認証又は指定自動車整備事業の変更届出と同時にを行う場合には、重複する添付書面を一通とすることができるものとする。

(1)～(3) (略)

(認定の辞退等届出)

第6条 認定規則第10条に掲げる認定の失効事由が生じたときの届出は、第3号様式によるものとし、すでに交付を受けている認定書を添付するものとする。

第7条 (略)

第8条 (略)

附 則

本達は、平成18年4月1日から施行する。

第4条 運輸局長は、認定をしたときは、認定書を申請者に交付するものとする。

2 前項に規定する認定書の様式は、第2号様式によるものとする。

3、4 (略)

(認定の変更届)

第5条 認定規則第9条に掲げる事項について変更が生じたときの届出は、第3号様式 (以下「変更届出書」という。) によるものとし、次に掲げる書面を添付するものとする。

ただし、変更届出書の「整備用・検査用機械器具設備」欄については、認定を受けている種類又は作業区分に応じた記載とする。

また、自動車分解整備事業の認証又は指定自動車整備事業の変更届出と同時にを行う場合には、重複する添付書面を一通とすることができるものとする。

(1)～(3) (略)

(認定の辞退等届出)

第6条 認定規則第10条に掲げる認定の失効事由が生じたときの届出は、第4号様式によるものとし、すでに交付を受けている認定書を添付するものとする。

第7条 (略)

第8条 (略)

附 則

本達は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

本達は、平成 19 年 8 月 8 日から施行する。

附 則

- 1 本達は、平成 26 年 7 月 28 日から施行する。
- 2 申請及び届出に係る様式は、当分の間、従前の様式を使用することができる。

附 則

- 1 本達は、平成 31 年 4 月 5 日から施行する。
- 2 申請及び届出に係る様式は、当分の間、従前の様式を使用することができる。

附 則

本達は、平成 19 年 8 月 8 日から施行する。

附 則

- 1 本達は、平成 26 年 7 月 28 日から施行する。
- 2 申請及び届出に係る様式は、当分の間、従前の様式を使用することができる。

第1号様式

(第1号様式)

優良自動車整備事業者認定申請書

北陸信越運輸局長 殿
年 月 日

申請者の氏名又は名称 _____ 印

住 所 _____

道路運送車両法の規定により別紙書面を添え優良自動車整備事業者の認定を申請します。

事業場	名 称		所 在 地										
認定の種類													
実施している整備作業の範囲													
事業場管理責任者	氏 名	最終卒業又は修業学校名	実務年数	担当業務名	摘要								
主任技術者	氏 名	最終卒業又は修業学校名	実務年数	担当業務名	摘要								
工員の構成及び技能程度	作業別	合計	整備士数					整備士以外の工員数				摘要	
			一級	二級	三級	タイヤ	電動置	車体	小計	経験3年以上の者	経験1年以上3年未満の者		経験1年未満の者
	合計												
認定を受けようとする作業区分													

(日本工業規格A列4番)

備考 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

認定規則第1号様式

(認定規則第1号様式)

優良自動車整備事業者認定申請書

北陸信越運輸局長 殿
年 月 日

申請者の氏名又は名称 _____ 印

住 所 _____

道路運送車両法の規定により別紙書面を添え優良自動車整備事業者の認定を申請します。

事業場	名 称		所 在 地										
認定の種類													
実施している整備作業の範囲													
事業場管理責任者	氏 名	最終卒業又は修業学校名	実務年数	担当業務名	摘要								
主任技術者	氏 名	最終卒業又は修業学校名	実務年数	担当業務名	摘要								
工員の構成及び技能程度	作業別	合計	整備士数					整備士以外の工員数				摘要	
			一級	二級	三級	タイヤ	電動置	車体	小計	経験3年以上の者	経験1年以上3年未満の者		経験1年未満の者
	合計												
認定を受けようとする作業区分													

(日本工業規格A列4番)

備考 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

◆屋内作業場等の面積

屋内現車作業場	㎡	車両置場	㎡
その他の作業場	㎡	完成検査場	㎡
洗車場	㎡	屋内電気装置整備作業場	㎡
原動機分解組立作業場	㎡	原動機部品整備作業場	㎡
受注品置場	㎡	洗浄場	㎡
屋内タイヤ整備作業場	㎡		

(注)申請する認定の種類に必要な屋内作業場等の面積を記入すること。

◆車検実績（一種整備工場及び二種整備工場の記載項目）

[年 月 日～ 年 月 日]

年 月	車検持込台数	合格台数	再検査台数
年 月	台	台	台
年 月	台	台	台
年 月	台	台	台
年 月	台	台	台
年 月	台	台	台
年 月	台	台	台
計	台	台	台

◆最近3ヶ月間における月平均の車種別整備実績

[年 月 日～ 年 月 日]

車種別	車検整備	定期点検整備	その他の整備	車種別	車検整備	定期点検整備	その他の整備
普通(大型)	台	台	台	小型四輪			
普通(中型)	台	台	台	小型三輪			
普通(小型)	台	台	台	小型二輪			
普通(乗用)	台	台	台	軽			
大型特殊	台	台	台	計			

◆整備用・検査用機械器具設備（一種整備工場及び二種整備工場の記載項目）

項目	数	能力
卓上ボール盤		
オイル・バケツトポンプ		
ホイール・バラシヤ		
フリー・ローラ		
バルブ・シート・グラインダ		
バルブ・リフェーサ		
バルブ・リフタ		
シリンダ・ゲージ		
コンロッド・アライナ		
スプリング・テスタ		
ラジエータ・キャップ・テスタ		
マイクロ・メータ		
メガー		
電子計測機器		
溶接器		
検査装置		

(注)記載枠が不足する場合は任意追加することができる。

項目	数	型式	能力
ホイール・アライメント・テスタ			
サイドスリップ・テスタ			
ブレーキ・テスタ			
前照灯試験機			
音量計			
速度計試験機			
黒煙測定器			
オバシメータ			

(注)項目欄の□枠内の該当するものに○を記入すること。

(注)記載枠が不足する場合は任意追加することができる。

◆整備用・検査用機械器具設備（車体整備作業[一種]及び車体整備作業[二種]の記載項目）

項目	数	能力
洗車機器		
アーク溶接器		
点溶接器		
ガス溶接器		
車枠矯正装置		
車体修正機		
板金用油圧機器		
板金定盤		
板金工具一式		
スコヤ		
ボール盤		
ポータブル・グラインダ		
サンダ		
ポリシヤ		
塗装機器		
塗装乾燥装置		
フレーム・センターリング・ゲージ		
トラム・トラッキング・ゲージ		

(注)記載枠が不足する場合は任意追加することができる。

検査機器の名称	数	型式	能力
ヘッドライト・テスト			
ホイール・アライメント・テスト			

(注)記載枠が不足する場合は任意追加することができる。

◆整備用・検査用機械器具設備（原動機整備作業の記載項目）

項目	数	能力
シリンダ・ボアリング・マシン		
シリンダ・ホーニング・マシン		
サーフェース・グラインダ		
クランクシャフト・グラインダ		
ライン・ボアリング・マシン		
コンロッド・グラインダ		
ピンホール・ホーニング・マシン		
バルブ・シート・グラインダ		
バルブ・リフェーサ		
旋盤		
ボール盤		
プレス		
ハイス		
チェーン・ブロック		
作業台		
部品洗浄槽		
エア・コンプレッサ		
洗浄機器		
通機機器		
シリンダ・ゲージ		
マイクロ・メータ		
ダイヤル・ゲージ		
ノギス		
シツクネス・ゲージ		
フォーラ・ゲージ		
直定規		
定盤		
表面アラサ測定機		
コンロッド・アライナ		
コンプレッション・ゲージ		
エンジン・タコ・テスタ		
バキューム・ゲージ		
タイミング・ライト		
バルブ・スプリング・テスタ		
温度計		
燃料消費計		
バルブシート・カッタ		
トルク・レンチ		
作業用工具		
バルブ・リフタ		
ベアリング・レース・ブーラ		
ギヤ・ブーラ		
水圧検査装置		
噴射ポンプ・テスタ		
原動機試験装置		

(注)記載枠が不足する場合は任意追加することができる。

◆整備用・検査用機械器具設備（電気装置整備作業の記載項目）

項目	数	能力
オルタネータ・テスト		
スタータ・テスト		
オルタネータ・オシロスコープ		
グローラ・テスト		
バッテリー・テスト		
半導体試験器		
回路試験器		
ボルト・メータ		
アンペア・メータ		
メガー		
プレス		
バイス		
電気ドリル		
マイクロ・メータ		
ダイヤル・ゲージ		
ガレージ・ジャッキ		
エア・コンプレッサ		
充電器		
溶接器		
部品洗浄槽		
乾燥装置		

(注) 記載枠が不足する場合は任意追加することができる。

◆整備用・検査用機械器具設備（タイヤ整備作業の記載項目）

項目	数	型式	能力
エア・コンプレッサ			
エア・減圧弁			
リフト			
インパクト・レンチ			
タイヤ・フレータ			
タイヤ・チェンジャ			
ビード・ブレーカ			
タイヤ・スプレッタ			
タイヤ修理機			
チューブ焼付機			
グライнда			
チューブ・テストタンク			
チューブ・ハンガ			
作業台			
作業用工具			
タイヤ収納棚			
ホイール・バランス			
タイヤ・ゲージ			
デプス・ゲージ			
トルク・レンチ			
巻尺			

(注)記載数が不足する場合は任意追加することができる。

備考	
電話番号	

第2号様式

第2号様式

優良自動車整備事業者の変更届出書

北陸信越運輸局長 殿

年 月 日

優良自動車整備事業者認定規則の規定により別紙書面を添えて届出します。

(ふりがな) 届出者の氏名又は名称	印
届出者の住所	
電話番号	
(ふりがな) 事業場の名称	
事業場の所在地	
電話番号	
認定番号	
認定の種類	

(注)届出者の氏名又は名称について押印を省略することができる。

(注)整備用・検査用機械器具設備の変更(4-①～4-⑤)について、認定を受けている種類に記入をおこない、認定を受けていない種類は表及び①項目を省略することができる。

届出の変更内容 (該当するものに○を記入)	変更した年月日	年 月 日
認定を受けた者の氏名又は名称	事業場の建家(作業場面積)又は敷地	
事業場の名称又は所在地	整備用、検査用機械器具設備	

1 旧認定者の氏名又は名称及び住所

(ふりがな) 事業者の氏名又は名称	
事業者の住所	

2 旧事業場の名称及び所在地

(ふりがな) 事業場の名称	
事業場の所在地	

第2号様式

番 号

認 定 書

事業者名

道路運送車両法第94条の規定により下記のとおり優良自動車整備事業者の認定をする。

記

- 1 認定番号
- 2 認定の種類
- 3 事業場の名称
- 4 事業場の所在地
- 5 最初に認定した年月日

平成 年 月 日

北陸信越運輸局長名

印

(日本工業規格A列4番)

3 事業場の建家（作業場面積）又は敷地

屋内現車作業場	m	車両置場	m
その他の作業場	m	完成検査場	m
洗車場	m	屋内電気装置整備作業場	m
原動機分解組立作業場	m	原動機部品整備作業場	m
受注品置場	m	洗浄場	m
屋内タイヤ整備作業場	m		

(注)変更をする箇所はアンダーラインを記入すること。
 (注)記載枠が不足する場合は任意追加することができる。

4-① 整備用・検査用機械器具設備の変更（一種整備場及び二種整備工場の記載項目）

項目	数	能力
卓上ボール盤		
オイル・バケツポンプ		
ホイール・バラシヤ		
フリー・ローラ		
バルブ・シート・グラインダ		
バルブ・リフェーサ		
バルブ・リフタ		
シリンダ・ゲージ		
コンロッド・アライナ		
スプリング・テスタ		
ラジエータ・キャップ・テスタ		
マイクロ・メータ		
メガー		
電子計測機器		
溶接器		
検査装置		

(注)記載枠が不足する場合は任意追加することができる。

項目	数	型式	能力
<input type="checkbox"/> ホイール・アライメント・テスタ			
<input type="checkbox"/> サイドスリップ・テスタ			
<input type="checkbox"/> ブレーキ・テスタ			
<input type="checkbox"/> 前照灯試験機			
<input type="checkbox"/> 音量計			
<input type="checkbox"/> 速度計試験機			
<input type="checkbox"/> 黒煙測定器			
<input type="checkbox"/> オバシメータ			

(注)項目欄の□枠内の該当するものに○を記入すること。
 (注)記載枠が不足する場合は任意追加することができる。

4-② 整備用・検査用機械器具設備の変更（車体整備[一種]及び車体整備[二種]の記載項目）

項目	数	能力
洗車機器		
アーク溶接器		
点溶接器		
ガス溶接器		
車枠矯正装置		
車体修正機		
板金用油圧機器		
板金定盤		
板金工具一式		
スコヤ		
ボール盤		
ポータブル・グラインダ		
サンダ		
ポリシャ		
塗装機器		
塗装乾燥装置		
フレーム・センターリング・ゲージ		
トラム・トラッキング・ゲージ		

(注)記載枠が不足する場合は任意追加することができる。

項目	数	型式	能力
ヘッドライト・テスタ			
ホイール・アライメント・テスタ			

(注)記載枠が不足する場合は任意追加することができる。

4-③ 整備用・検査用機械器具設備の変更（原動機整備作業の記載項目）

項目	数	能力
シリンダ・ボアリング・マシン		
シリンダ・ホーニング・マシン		
サーフェース・グラインダ		
クランクシャフト・グラインダ		
ライン・ボアリング・マシン		
コンロッド・グラインダ		
ピンホール・ホーニング・マシン		
バルブ・シート・グラインダ		
バルブ・リフェーサ		
旋盤		
ボール盤		
プレス		
ノイス		
チェーン・ブロック		
作業台		
部品洗浄槽		
エア・コンプレッサ		
洗浄機器		
運搬機器		
シリンダ・ゲージ		
マイクロ・メータ		
ダイヤル・ゲージ		
ノギス		
シクネス・ゲージ		
フィーラ・ゲージ		
直定規		
定盤		
表面アラサ測定機		
コンロッド・アライナ		
コンプレッション・ゲージ		
エンジン・タコ・テスタ		
バキューム・ゲージ		
タイミング・ライト		
バルブ・スプリング・テスタ		
温度計		
燃料消費計		
バルブシート・カッタ		
トルク・レンチ		
作業用工具		
バルブ・リフタ		
ベアリング・レース・プーラ		
ギヤ・プーラ		
水圧検査装置		
噴射ポンプ・テスタ		
原動機試験装置		

(E) 記載枠が不足する場合は任意追加することができる。

4-④ 整備用・検査用機械器具設備の変更（電気装置整備作業の記載項目）

項目	数	能力
オルタネータ・テスト		
スタータ・テスト		
オルタネータ・オシロスコープ		
グローラ・テスト		
バッテリー・テスト		
半導体試験器		
回路試験器		
ボルト・メータ		
アンペア・メータ		
メガー		
プレス		
バイス		
電気ドリル		
マイクロ・メータ		
ダイヤル・ゲージ		
ガレージ・ジャッキ		
エア・コンプレッサ		
充電器		
溶接器		
部品洗浄槽		
乾燥装置		

(注)記載枠が不足する場合は任意追加することができる。

4-⑤ 整備用・検査用機械器具設備の変更（タイヤ整備作業の記載項目）

項目	数	型式	能力
エア・コンプレッサ			
エア・減圧弁			
リフト			
インパクト・レンチ			
タイヤ・フレータ			
タイヤ・チェンジャ			
ビード・ブレーカ			
タイヤ・スプレッタ			
タイヤ修理機			
チューブ焼付機			
グラインダ			
チューブ・テストタンク			
チューブ・ハンガ			
作業台			
作業用工具			
タイヤ収納棚			
ホイール・バランサ			
タイヤ・ゲージ			
デプス・ゲージ			
トルク・レンチ			
巻尺			

(注)記載枠が不足する場合は任意追加することができる。

備考	
----	--

第3号様式

第3号様式

優良自動車整備事業者の認定の辞退等届出書

北陸信越運輸局長 殿

年 月 日

優良自動車整備事業者認定規則により認定書を添えて届出します。

(ふりがな) 届出者の氏名又は名称	印
届出者の住所	
電話番号	
(ふりがな) 事業場の名称	
事業場の所在地	
認定番号	

(注) 届出者の氏名又は名称について押印を省略することができる。

1 辞退等をする認定の種類

認定番号				
認定の種類	一種整備工場			
	二種整備工場			
	特殊整備工場			
	車体一種	車体二種	原動機	
	電気装置	タイヤ		

(注) □枠内の該当するものに○を記入すること。

2 認定の失効

認定を受けた者の死亡又は解散	
事業の廃止	
認定の辞退	
その他 ()	

(注) □枠内の該当するものに○を記入すること。

3 辞退等の理由

経営不振	倒産	工員不足
事業合理化	移転・立退き	転業
合併	協業組合への参加	後継者難
自己都合	その他 ()	

(注) □枠内の該当するものに○を記入すること。

備考	
----	--

第3号様式

第3号様式

認定変更届出書

北陸信越運輸局長 殿

年 月 日

優良自動車整備事業者認定規則の規定により別紙書面を添えて届出します。

届出者の氏名又は名称	印
郵便番号	
届出者の住所	
電話番号	

(注) 届出者の氏名又は名称 (押印を省略することができる。)

届出内容

認定を受けた者の氏名又は名称の変更
事業場の名称又は所在地の変更
整備用又は検査用の主要な設備又は機器の変更
事業場の建家 (作業場面積) 又は敷地の変更

(注) 該当する事項の前欄に「○」を付すこと。

○ 旧認定者の氏名又は名称及び住所

(ふりがな)	()
事業者の氏名又は名称	
事業者の住所	

○ 旧事業場の名称及び住所

(ふりがな)	()
事業場の名称	
事業場の所在地	

○ 作業場等

屋内現車作業場 (面積)	m ²	車両置場 (面積)	m ²
その他の作業場 (面積)	m ²	完成検査場 (面積)	m ²

○ 整備用・検査用機械器具設備（一種整備工場及び二種整備工場）

項目	数	能力
卓上ボール盤		
オイル・バケットポンプ		
ホイール・バランス		
フリー・ローラ		
バルブ・シート・グラインダ		
バルブ・リフェーサ		
バルブ・リフタ		
シリンダ・ゲージ		
コンロッド・アライナ		
スプリング・テスタ		
ラジエータ・キャップ・テスタ		
マイクロ・メータ		
メガー		
電子計測機器		
溶接機		
検車装置		

項目	数	型式	能力
ホイール・アライメント・テスタ又は サイド・スリップ・テスタ			
ブレーキ・テスタ			
前照灯試験機			
音量計又は騒音計			
速度計試験機			
黒煙測定器又はオパシメータ			

○ 整備用・検査用機械器具設備（車体整備作業（一種）及び車体整備作業（二種））

項目	数	能力
アーク溶接器		
点溶接器		
ガス溶接器		
車枠矯正装置		
車体修正機		
板金用油圧機器		
板金定盤		
板金工具一式		
スコヤ		
ボール盤		
ポータブル・グラインダ		
サンダ		
ポリシャ		
塗装機器		
塗装乾燥装置		
フレーム・センタリング・ゲージ		
トラム・トラッキング・ゲージ		

項目	数	型式	能力
ヘッドライト・テスタ			
ホイール・アライメント・テスタ			

○ 整備用・検査用機械器具設備（原動機整備作業）

項目	数	能力
シリンダ・ボーリング・マシン		
シリンダ・ホーニング・マシン		
サーフェース・グラインダ		
クランクシャフト・グラインダ		
ライン・ボーリング・マシン		
コンロッド・グラインダ		
ピンホール・ホーニング・マシン		
バルブ・シート・グラインダ		
バルブ・リフェーサ		
旋盤		
ボール盤		
プレス		
ハイス		
チェーン・ブロック		
作業台		
部品洗浄槽		
エア・コンプレッサ		
洗浄機器		
運搬機器		
シリンダ・ゲージ		
マイクロ・メータ		
ダイヤル・ゲージ		
ノギス		
シクネス・ゲージ		
ファイラ・ゲージ		
直定規		
定盤		
表面アラサ測定機		
コンロッド・アライナ		
コンプレッション・ゲージ		
エンジン・タコ・テスタ		
バキューム・ゲージ		

タイミング・ライト		
バルブ・スプリング・テスト		
温度計		
燃料消費計		
バルブシート・カッター		
トルク・レンチ		
作業用工具		
バルブ・リフタ		
ベアリング・レース・ブーラ		
ギヤ・ブーラ		
水圧検査装置		
噴射ポンプ・テスト		
原動機試験装置		

○ 整備用・検査用機械器具設備（電気装置整備作業）

項目	数	能力
オルタネータ・テスト		
スタータ・テスト		
オルタネータ・オシロスコープ		
グローラ・テスト		
バッテリー・テスト		
半導体試験器		
回路試験器		
ボルト・メータ		
アンペア・メータ		
メガー		
プレス		
バイス		
電気ドリル		
マイクロ・メータ		
ダイヤル・ゲージ		
ガレージ・ジャッキ		
エア・コンプレッサ		
充電器		
溶接器		
部品洗浄槽		
乾燥装置		

○ 整備用・検査用機械器具設備（タイヤ整備作業）

項目	数	能力
エア・コンプレッサ		
エア・減圧弁		
リフト		
インパクト・レンチ		
タイヤ・フレータ		
タイヤ・チェンジャ		
ビード・ブレーカ		
タイヤ・スプレッタ		
タイヤ修理機		
チューブ焼付機		
グラインダ		
チューブ・テストタンク		
チューブ・ハンガ		
作業台		
作業用工具		
タイヤ収納棚		
ホイール・バランス		
タイヤ・ゲージ		
デプス・ゲージ		
トルク・レンチ		
巻尺		

第4号様式

番 号

認 定 書

事業者名

道路運送車両法第94条の規定により下記のとおり優良自動車整備事業者の認定をする。

記

- 1 認定番号
- 2 認定の種類
- 3 事業場の名称
- 4 事業場の所在地
- 5 最初に認定した年月日

平成 年 月 日

北陸信越運輸局長名 印

(日本工業規格A列4番)

第4号様式

第4号様式

認 定 辞 退 等 届 出 書

北陸信越運輸局長 殿 年 月 日

優良自動車整備事業者認定規則の規定により認定書を添えて届出します。

届出者の氏名又は名称	印
郵便番号	
届出者の住所	
電話番号	

(注)届出者の氏名又は名称(押印を省略することができる。)

辞退等の理由

*	認定を受けた者の死亡又は解散したことによる
*	事業を廃止したことによる
*	認定を辞退したことによる
*	その他(理由: _____)

(注) *印欄については、該当する事項に「○」を付し、その他の場合には、理由を記載すること。

第5号様式 (略)

第5号様式 (略)

新	旧
<p data-bbox="456 320 757 352">公 示</p> <p data-bbox="141 395 315 427">公示第31号</p> <p data-bbox="282 504 927 536">特定地域における適正と考えられる車両数について</p> <p data-bbox="114 651 1099 791">特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）における特定地域の適正と考えられる車両数（以下「適正車両数」という。）を算定したので下記のとおり公示する。</p> <p data-bbox="141 799 882 831">なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。</p> <p data-bbox="141 906 416 938">平成27年8月10日</p> <p data-bbox="591 1015 981 1046">北陸信越運輸局長 江角 直樹</p> <p data-bbox="591 1126 622 1158">記</p> <p data-bbox="197 1198 456 1230">別添のとおりとする。</p> <p data-bbox="219 1305 300 1337">附 則</p> <p data-bbox="197 1342 792 1374">この公示は、平成27年8月10日から適用する。</p> <p data-bbox="219 1374 949 1406">附 則（平成28年7月15日付け公示第25号で一部改正）</p> <p data-bbox="197 1406 792 1437">この公示は、平成28年7月15日から適用する。</p>	<p data-bbox="1473 320 1774 352">公 示</p> <p data-bbox="1155 395 1330 427">公示第31号</p> <p data-bbox="1301 504 1946 536">特定地域における適正と考えられる車両数について</p> <p data-bbox="1126 651 2112 791">特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）における特定地域の適正と考えられる車両数（以下「適正車両数」という。）を算定したので下記のとおり公示する。</p> <p data-bbox="1153 799 1895 831">なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。</p> <p data-bbox="1153 906 1429 938">平成27年8月10日</p> <p data-bbox="1597 1015 1986 1046">北陸信越運輸局長 江角 直樹</p> <p data-bbox="1597 1126 1628 1158">記</p> <p data-bbox="1205 1198 1464 1230">別添のとおりとする。</p> <p data-bbox="1227 1305 1308 1337">附 則</p> <p data-bbox="1205 1342 1800 1374">この公示は、平成27年8月10日から適用する。</p> <p data-bbox="1227 1374 1957 1406">附 則（平成28年7月15日付け公示第25号で一部改正）</p> <p data-bbox="1205 1406 1800 1437">この公示は、平成28年7月15日から適用する。</p>

附 則（平成31年4月5日付け公示第1号で一部改正）
この公示は、平成31年4月5日から適用する。

(別添)

特定地域における適正車両数

1. 法人タクシー

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数(両)		特定地域 指定日現在 の車両数 ※1	特定地域指定 日現在の車両 数と適正車両 数(上限)との 乖離率(%)	特定地域指定 日現在の車両 数と適正車両 数(下限)と の乖離率(%)
		上限	下限			
新潟	新潟交通圏	887	789	1,052	15.7	25.0
長野	長野交通圏	574	510	712	19.4	28.4
富山	富山交通圏	321	285	437	26.5	34.8

※「法人タクシー」とは、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適性化及び活性化に関する特別措置法第2条第1項に定める一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーを除く。)である。

※上記「特定地域指定日現在の車両数」については、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第2条第9項に定める事業用自動車(一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーを除く。))の数である。

1. 個人タクシー

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数(両)		特定地域 指定日現在 の車両数 ※1	特定地域指定 日現在の車両 数と適正車両 数(上限)との 乖離率(%)	特定地域指定 日現在の車両 数と適正車両 数(下限)と の乖離率(%)
		上限	下限			
新潟	新潟交通圏	312	277	369	15.4	24.9
長野	長野交通圏	55	48	67	17.9	28.4

特定地域における適正車両数

(別添)

1. 法人タクシー

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数(両)		特定地域 指定日現在 の車両数 ※1	特定地域指定 日現在の車両 数と適正車両 数(上限)との 乖離率(%)	特定地域指定 日現在の車両 数と適正車両 数(下限)と の乖離率(%)
		上限	下限			
新潟	新潟交通圏	887	789	1,052	15.7	25.0
長野	長野交通圏	574	510	712	19.4	28.4
富山	富山交通圏	321	285	437	26.5	34.8
石川	金沢交通圏	1,207	1,073	1,324	8.8	19.0

※「法人タクシー」とは、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適性化及び活性化に関する特別措置法第2条第1項に定める一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーを除く。)である。

※上記「特定地域指定日現在の車両数」については、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第2条第9項に定める事業用自動車(一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーを除く。))の数である。

1. 個人タクシー

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数(両)		特定地域 指定日現在 の車両数 ※1	特定地域指定 日現在の車両 数と適正車両 数(上限)との 乖離率(%)	特定地域指定 日現在の車両 数と適正車両 数(下限)と の乖離率(%)
		上限	下限			
新潟	新潟交通圏	312	277	369	15.4	24.9
長野	長野交通圏	55	48	67	17.9	28.4

富山	富山交通圏	63	56	85	25.9	34.1
----	-------	----	----	----	------	------

富山	富山交通圏	63	56	85	25.9	34.1
----	-------	----	----	----	------	------

石川	金沢交通圏	246	219	269	8.6	18.6
----	-------	-----	-----	-----	-----	------

※「個人タクシー」とは、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適性化及び活性化に関する特別措置法第2条第1項に定める一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。)である。

※「個人タクシー」とは、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適性化及び活性化に関する特別措置法第2条第1項に定める一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。)である。

※上記「特定地域指定日現在の車両数」については、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第2条第9項に定める事業用自動車(一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。))の数である。

※上記「特定地域指定日現在の車両数」については、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第2条第9項に定める事業用自動車(一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。))の数である。

※1・・・新潟県新潟交通圏、長野県長野交通圏、の特定地域指定日は平成27年8月1日、富山県富山交通圏の特定地域指定日は平成28年7月1日

※1・・・新潟県新潟交通圏、長野県長野交通圏、石川県金沢交通圏の特定地域指定日は平成27年8月1日、富山県富山交通圏の特定地域指定日は平成28年7月1日

(別紙)

(別紙)

1. 算定方法

①法人タクシー

$$\text{輸送需要量} \div (\text{平均総走行キロ} \times \text{平成13年度実車率} \div \text{平均延実働車両数}) \div 365 \div \text{実働率}$$

②個人タクシー

個人タクシー(1人1車制個人タクシーに限る。)の適正車両数は、特定地域指定日現在の法人タクシー車両数と上記算定方法により算定した法人タクシーの適正車両数の上限値及び下限値それぞれの乖離率を用いて算定したものである。(小数点以下切り上げ)

2. 適正車両数の算定基礎数値
(法人タクシー)

都道府県	営業区域 (交通圏)	輸送需要量の算定		適正車両数の算定			
		平成25年度 総実車キロ	需要量 *1	平均総走行 キロ *2	平成13年 度実車 率	実働率	
						上限 値*3	下限 値*3

1. 算定方法

①法人タクシー

$$\text{輸送需要量} \div (\text{平均総走行キロ} \times \text{平成13年度実車率} \div \text{平均延実働車両数}) \div 365 \div \text{実働率}$$

②個人タクシー

個人タクシー(1人1車制個人タクシーに限る。)の適正車両数は、特定地域指定日現在の法人タクシー車両数と上記算定方法により算定した法人タクシーの適正車両数の上限値及び下限値それぞれの乖離率を用いて算定したものである。(小数点以下切り上げ)

2. 適正車両数の算定基礎数値
(法人タクシー)

都道府県	営業区域 (交通圏)	輸送需要量の算定		適正車両数の算定			
		平成25年度 総実車キロ	需要量 *1	平均総走行 キロ *2	平成13年 度実車 率	実働率	
						上限 値*3	下限 値*3

新潟	新潟交通圏	20,161,699	19,068,857	56,995,450	0.42	321,662	0.80	0.90
長野	長野交通圏	9,197,519	8,945,303	25,115,986	0.45	213,534	0.80	0.90

都道府県	営業区域 (交通圏)	輸送需要量の算定		適正車両数の算定				
		平成26年度 総実車キロ	需要量 *4	平均総走行キロ *5	平成13年度 実車率	平均延実働 車両数*2	実働率	
							上限 値*3	下限 値*3
富山	富山交通圏	6,546,681	6,301,728	16,127,711	0.49	118,063	0.80	0.90

※「平成13年度実車率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

- *1 需要量は、平成21年度から平成25年度における総実車キロを基に最小二乗法により算定
- *2 「平均総走行キロ」及び「平均延実働車両数」は、平成21年度から平成25年度における総走行キロ及び延実働車両数の平均値
- *3 実働率の「上限値」は80%、「下限値」は90%の数値
- *4 需要量は、平成22年度から平成26年度における総実車キロを基に最小二乗法により算定
- *5 「平均総走行キロ」及び「平均延実働車両数」は、平成22年度から平成26年度における総走行キロ及び延実働車両数の平均値

新潟	新潟交通圏	20,161,699	19,068,857	56,995,450	0.42	321,662	0.80	0.90
長野	長野交通圏	9,197,519	8,945,303	25,115,986	0.45	213,534	0.80	0.90
石川	金沢交通圏	<u>18,662,875</u>	<u>19,054,821</u>	<u>52,209,509</u>	<u>0.39</u>	<u>380,601</u>	<u>0.80</u>	<u>0.90</u>

都道府県	営業区域 (交通圏)	輸送需要量の算定		適正車両数の算定				
		平成26年度 総実車キロ	需要量 *4	平均総走行キロ *5	平成13年度 実車率	平均延実働 車両数*2	実働率	
							上限 値*3	下限 値*3
富山	富山交通圏	6,546,681	6,301,728	16,127,711	0.49	118,063	0.80	0.90

※「平成13年度実車率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

- *1 需要量は、平成21年度から平成25年度における総実車キロを基に最小二乗法により算定
- *2 「平均総走行キロ」及び「平均延実働車両数」は、平成21年度から平成25年度における総走行キロ及び延実働車両数の平均値
- *3 実働率の「上限値」は80%、「下限値」は90%の数値
- *4 需要量は、平成22年度から平成26年度における総実車キロを基に最小二乗法により算定
- *5 「平均総走行キロ」及び「平均延実働車両数」は、平成22年度から平成26年度における総走行キロ及び延実働車両数の平均値

別紙 準特定地域における適正と考えられる車両数について

新	旧
<p data-bbox="454 320 757 352">公 示</p> <p data-bbox="136 395 313 427">公示第35号</p> <p data-bbox="266 504 940 536">準特定地域における適正と考えられる車両数について</p> <p data-bbox="109 651 1099 791">特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）における準特定地域の適正と考えられる車両数（以下「適正車両数」という。）を算定したので下記のとおり公示する。</p> <p data-bbox="136 799 882 831">なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。</p> <p data-bbox="136 906 418 938">平成27年8月19日</p> <p data-bbox="589 1015 983 1046">北陸信越運輸局長 江角 直樹</p> <p data-bbox="589 1126 622 1158">記</p> <p data-bbox="192 1198 461 1230">別添のとおりとする。</p> <p data-bbox="192 1305 790 1369">附 則 この公示は、平成27年8月19日から適用する。</p>	<p data-bbox="1473 360 1776 392">公 示</p> <p data-bbox="1153 432 1330 464">公示第35号</p> <p data-bbox="1285 541 1960 572">準特定地域における適正と考えられる車両数について</p> <p data-bbox="1122 651 2134 791">特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）における準特定地域の適正と考えられる車両数（以下「適正車両数」という。）を算定したので下記のとおり公示する。</p> <p data-bbox="1153 799 1899 831">なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。</p> <p data-bbox="1153 906 1435 938">平成27年8月19日</p> <p data-bbox="1599 1015 1993 1046">北陸信越運輸局長 江角 直樹</p> <p data-bbox="1599 1126 1632 1158">記</p> <p data-bbox="1207 1198 1476 1230">別添のとおりとする。</p> <p data-bbox="1207 1305 1805 1369">附 則 この公示は、平成27年8月19日から適用する。</p>

附 則（平成28年7月15日付け公示第24号で一部改正）
この公示は、平成28年7月15日から適用する。

附 則（平成28年8月1日付け公示第32号で一部改正）
この公示は、平成28年8月1日から適用する。

附 則（平成29年8月22日付け公示第29号で一部改正）
この公示は、平成29年8月22日から適用する。

附 則（平成29年10月1日付け公示第44号で一部改正）
この公示は、平成29年10月1日から適用する。

附 則（平成30年8月24日付け公示第36号で一部改正）
この公示は、平成30年8月24日から適用する。

附 則（平成31年4月5日付け公示第2号で一部改正）
この公示は、平成31年4月5日から適用する。

(別添)

準特定地域における適正車両数

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数(両)		平成29年度末 車両数(両)	平成29年度末車両数 と適正車両数(上限) との乖離率(%)
		上限	下限		
新潟	長岡交通圏	304	270	328	7.3
	上越交通圏	150	133	156	3.8
	柏崎市 A	70	62	89	21.3
	新発田市 A	55	49	57	3.5
長野	松本交通圏	411	365	525	21.7

附 則（平成28年7月15日付け公示第24号で一部改正）
この公示は、平成28年7月15日から適用する。

附 則（平成28年8月1日付け公示第32号で一部改正）
この公示は、平成28年8月1日から適用する。

附 則（平成29年8月22日付け公示第29号で一部改正）
この公示は、平成29年8月22日から適用する。

附 則（平成29年10月1日付け公示第44号で一部改正）
この公示は、平成29年10月1日から適用する。

附 則（平成30年8月24日付け公示第36号で一部改正）
この公示は、平成30年8月24日から適用する。

(別添)

準特定地域における適正車両数

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数(両)		平成29年度末 車両数(両)	平成29年度末車両数 と適正車両数(上限) との乖離率(%)
		上限	下限		
新潟	長岡交通圏	304	270	328	7.3
	上越交通圏	150	133	156	3.8
	柏崎市 A	70	62	89	21.3
	新発田市 A	55	49	57	3.5
長野	松本交通圏	411	365	525	21.7

	上田市 A	73	65	90	18.9
	飯田市 A	128	114	170	24.7
富山	高岡・氷見交通圏	171	152	229	25.3
	砺波市B、南砺市	27	24	40	32.5
石川	金沢交通圏	1173	1043	1292	9.2
	南加賀交通圏	191	170	248	23.0

	上田市 A	73	65	90	18.9
	飯田市 A	128	114	170	24.7
富山	高岡・氷見交通圏	171	152	229	25.3
	砺波市B、南砺市	27	24	40	32.5
石川	南加賀交通圏	191	170	248	23.0

※上記「平成29年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(以下「タクシー特措法」という。)第2条第9項に定める事業用自動車(一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。)を除く。)の数である。

(別紙)

1. 算定方法

$$\text{輸送需要量} \div (\text{平均総走行キロ} \times \text{平成13年度実車率} \div \text{平均延実働車両数}) \div 365 \div \text{実働率}$$

2. 適正車両数の算定基礎数値

【一般タクシー】

都道府県	営業区域(交通圏)	輸送需要量の算定		適正車両数の算定				
		平成29年度総実車キロ	需要量*1	平均総走行キロ*2	平成13年度実車率	平均延実働車両数*2	実働率	
							上限値*3	下限値*3
新潟	長岡交通圏	5,100,747	5,162,000	12,427,941	0.45	96,410	0.80	0.90
	上越交通圏	2,975,006	2,847,395	7,046,726	0.48	51,799	0.80	0.90
	柏崎市 A	1,309,308	1,330,038	3,204,704	0.48	24,160	0.80	0.90

※上記「平成29年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(以下「タクシー特措法」という。)第2条第9項に定める事業用自動車(一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。)を除く。)の数である。

(別紙)

1. 算定方法

$$\text{輸送需要量} \div (\text{平均総走行キロ} \times \text{平成13年度実車率} \div \text{平均延実働車両数}) \div 365 \div \text{実働率}$$

2. 適正車両数の算定基礎数値

【一般タクシー】

都道府県	営業区域(交通圏)	輸送需要量の算定		適正車両数の算定				
		平成29年度総実車キロ	需要量*1	平均総走行キロ*2	平成13年度実車率	平均延実働車両数*2	実働率	
							上限値*3	下限値*3
新潟	長岡交通圏	5,100,747	5,162,000	12,427,941	0.45	96,410	0.80	0.90
	上越交通圏	2,975,006	2,847,395	7,046,726	0.48	51,799	0.80	0.90
	柏崎市 A	1,309,308	1,330,038	3,204,704	0.48	24,160	0.80	0.90

	新発田市 A	982,491	937,453	2,453,621	0.45	19,212	0.80	0.90
長野	松本交通圏	6,337,384	6,013,695	16,616,142	0.45	150,494	0.80	0.90
	上田市 A	1,375,015	1,359,712	3,185,682	0.48	23,859	0.80	0.90
	飯田市 A	1,886,917	1,865,207	5,352,749	0.43	46,125	0.80	0.90
富山	高岡・氷見交通圏	2,820,245	2,744,530	6,704,183	0.47	57,900	0.80	0.90
	砺波市 B、南砺市	357,118	317,221	1,043,756	0.46	12,450	0.80	0.90
石川	金沢交通圏	<u>18,776,034</u>	<u>18,855,552</u>	<u>46,863,599</u>	<u>0.39</u>	<u>335,589</u>	<u>0.80</u>	<u>0.90</u>
	南加賀交通圏	3,354,501	3,171,545	8,980,631	0.43	67,987	0.80	0.90

※「平成13年度実車率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

*1 需要量は、平成25年度から平成29年度における総実車キロを基に最小二乗法により算定

*2 「平均総走行キロ」及び「平均延実働車両数」は、平成25年度から平成29年度における総走行キロ及び延実働車両数の平均値

*3 実働率の「上限値」は80%、「下限値」は90%の数値

	新発田市 A	982,491	937,453	2,453,621	0.45	19,212	0.80	0.90
長野	松本交通圏	6,337,384	6,013,695	16,616,142	0.45	150,494	0.80	0.90
	上田市 A	1,375,015	1,359,712	3,185,682	0.48	23,859	0.80	0.90
	飯田市 A	1,886,917	1,865,207	5,352,749	0.43	46,125	0.80	0.90
富山	高岡・氷見交通圏	2,820,245	2,744,530	6,704,183	0.47	57,900	0.80	0.90
	砺波市 B、南砺市	357,118	317,221	1,043,756	0.46	12,450	0.80	0.90
石川	南加賀交通圏	3,354,501	3,171,545	8,980,631	0.43	67,987	0.80	0.90

※「平成13年度実車率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

*1 需要量は、平成25年度から平成29年度における総実車キロを基に最小二乗法により算定

*2 「平均総走行キロ」及び「平均延実働車両数」は、平成25年度から平成29年度における総走行キロ及び延実働車両数の平均値

*3 実働率の「上限値」は80%、「下限値」は90%の数値

別紙 準特定地域における適正と考えられる車両数について

新	旧
<p style="text-align: center;">公 示</p> <p>公示第35号</p> <p style="text-align: center;">準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の需給状況の判断結果について</p> <p>平成26年1月27日付け公示「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について」に基づき、一般乗用旅客自動車運送事業の需給状況の判断結果を下記のとおり定めたので公示する。 なお、需給状況の判断結果の算定基礎数値は、別紙のとおりである。</p> <p>平成30年8月24日</p> <p style="text-align: right;">北陸信越運輸局長 板崎 龍介</p>	<p style="text-align: center;">公 示</p> <p>公示第35号</p> <p style="text-align: center;">準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の需給状況の判断結果について</p> <p>平成26年1月27日付け公示「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について」に基づき、一般乗用旅客自動車運送事業の需給状況の判断結果を下記のとおり定めたので公示する。 なお、需給状況の判断結果の算定基礎数値は、別紙のとおりである。</p> <p>平成30年8月24日</p> <p style="text-align: right;">北陸信越運輸局長 板崎 龍介</p>

記

平成30年度における需給状況の判断結果

都道府県	営業区域名 (交通圏)	必要車両数 (両)	平成29年度末 車両数 (両)	増加可能 車両数 (両)
新潟県	長岡交通圏	270	328	▲58
	上越交通圏	133	156	▲23
	柏崎市A	62	89	▲27
	新発田市A	49	57	▲8
長野県	松本交通圏	365	525	▲160
	上田市A	65	90	▲25
	飯田市A	114	170	▲56
富山県	高岡・氷見交通圏	152	229	▲77
	砺波市B、南砺市	24	40	▲16
石川県	金沢交通圏	1043	1292	▲249
	南加賀交通圏	170	248	▲78

※上記「平成29年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第2条第9項に定める事業用自動車（個人タクシーを除く。）の数である。

附 則

本公示は、平成30年度の準特定地域における法人タクシー（一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。））の新規許可申請、条件解除の承認申請、営業区域の設定に係る事業計画変更認可申請、増車に係る事業計画変更認可申請、休車の解除に係る事業計画変更認可申請及び個人タクシーの新規許可申請について適用する。

附 則（平成31年4月5日付け公示第3号で一部改正）

この公示は、平成31年4月5日から適用する。

記

平成30年度における需給状況の判断結果

都道府県	営業区域名 (交通圏)	必要車両数 (両)	平成29年度末 車両数 (両)	増加可能 車両数 (両)
新潟県	長岡交通圏	270	328	▲58
	上越交通圏	133	156	▲23
	柏崎市A	62	89	▲27
	新発田市A	49	57	▲8
長野県	松本交通圏	365	525	▲160
	上田市A	65	90	▲25
	飯田市A	114	170	▲56
富山県	高岡・氷見交通圏	152	229	▲77
	砺波市B、南砺市	24	40	▲16
石川県	南加賀交通圏	170	248	▲78

※上記「平成29年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第2条第9項に定める事業用自動車（個人タクシーを除く。）の数である。

附 則

本公示は、平成30年度の準特定地域における法人タクシー（一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。））の新規許可申請、条件解除の承認申請、営業区域の設定に係る事業計画変更認可申請、増車に係る事業計画変更認可申請、休車の解除に係る事業計画変更認可申請及び個人タクシーの新規許可申請について適用する。

(別紙)

1. ～ 3. 略

4. 石川県

(1)金沢交通圏

1. 輸送需要量の算定(過去5年間による総実車キロを基に最小二乗法により算定。)

平成25年度 総実車キロ	平成26年度 総実車キロ	平成27年度 総実車キロ	平成28年度 総実車キロ	平成29年度 総実車キロ	輸送需要量
18,662,875	18,042,994	19,475,081	18,418,315	18,776,034	18,855,552

2. 必要車両数の算定

必要車両数 $A \div (B \times C \div D) \div E \div F$	輸送需要量 A	総走行キロ (前5年間平均) B	平成13年度 実車率 C	延べ実働車両数 (前5年間平均) D	E	実働率 F
1,043	18,855,552	46,863,599	0.39	335,589	365	0.90

(2)南加賀交通圏

1. 輸送需要量の算定(過去5年間による総実車キロを基に最小二乗法により算定。)

平成25年度 総実車キロ	平成26年度 総実車キロ	平成27年度 総実車キロ	平成28年度 総実車キロ	平成29年度 総実車キロ	輸送需要量
3,645,692	3,507,609	3,354,498	3,252,164	3,354,501	3,171,545

2. 必要車両数の算定

必要車両数 $A \div (B \times C \div D) \div E \div F$	輸送需要量 A	総走行キロ (前5年間平均) B	平成13年度 実車率 C	延べ実働車両数 (前5年間平均) D	E	実働率 F
170	3,171,545	8,980,631	0.43	67,987	365	0.90

※「実車率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

(別紙)

1. ～ 3. 略

4. 石川県

(1)南加賀交通圏

1. 輸送需要量の算定(過去5年間による総実車キロを基に最小二乗法により算定。)

平成25年度 総実車キロ	平成26年度 総実車キロ	平成27年度 総実車キロ	平成28年度 総実車キロ	平成29年度 総実車キロ	輸送需要量
3,645,692	3,507,609	3,354,498	3,252,164	3,354,501	3,171,545

2. 必要車両数の算定

必要車両数 $A \div (B \times C \div D) \div E \div F$	輸送需要量 A	総走行キロ (前5年間平均) B	平成13年度 実車率 C	延べ実働車両数 (前5年間平均) D	E	実働率 F
170	3,171,545	8,980,631	0.43	67,987	365	0.90

※「実車率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。